

ここから
はじめる

情報モラル

指導者研修

ハンドブック



Internet



Game



Phone



Web



平成 21 年度 文部科学省委託事業「学校における情報モラル等教育の推進事業（指導者養成事業）」

情報モラル指導者養成研修検討委員会

- | | | |
|-----|--------|---|
| 委員長 | 藤村 裕一 | 鳴門教育大学学校教育研究科准教授 |
| 委員 | 石原 一彦 | 岐阜聖徳学園大学教授 |
| 委員 | 梶本 佳照 | 兵庫県三木市立教育センター所長 |
| 委員 | 上水流 信秀 | 岐阜県教育委員会情報化推進担当課長補佐 |
| 委員 | 佐久間 茂和 | 東京都台東区立東泉小学校長 |
| 委員 | 高橋 邦夫 | 学校法人高橋学園千葉学芸高等学校長 |
| 委員 | 坪田 篤子 | NTT コミュニケーションズ株式会社
法人事業本部第二法人営業本部第二営業部課長代理 |
| 委員 | 西田 光昭 | 千葉県柏市立田中小学校教頭 |
| 委員 | 原 克彦 | 目白大学社会学部メディア表現学科教授、教育研究所所長 |
| 委員 | 三宅 健次 | 千葉大学教育学部附属中学校教諭 |
| 協力 | 安川 雅史 | 全国 Web カウンセリング協議会理事長 |



学校教育 OK

利用の際は必ず下記サイトを確認下さい。
www.bunka.go.jp/jiyuriyo

文部科学省委託事業
ここからはじめる情報モラル指導者研修ハンドブック

平成 22 年 1 月 31 日 初版発行

発行 財団法人コンピュータ教育開発センター（CEC）
〒108-0072 東京都港区白金1-27-6
TEL：03-5423-5911 FAX：03-5423-5916 URL：http://www.cec.or.jp/CEC/

編集協力 日本文教出版株式会社

イラスト・DTP・印刷 株式会社ユニックス

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY, JAPAN

財団法人コンピュータ教育開発センター
Center for Educational Computing

あいさつ

社会の情報化が進展するなかで、子どもたちが情報化の「影」の部分をも十分理解し、情報社会に積極的に参画する態度を育てることは、今後ますます重要になります。携帯電話やパソコンなどを通じたインターネット利用が急速に児童生徒の間にも広がるなか、現在、インターネット上での誹謗中傷やいじめ、犯罪や違法・有害情報などの問題が発生しており、こうした問題を踏まえ、「情報モラル」について指導することが必要となっています。

これまで文部科学省では、「情報モラル指導モデルカリキュラム」の策定や情報モラル指導用ガイドブック『「情報モラル」指導実践キックオフガイド』の作成・公表を通じて、学校において情報モラル教育が体系的かつ着実に実践されるよう推進してきたところです。

また、「教育振興基本計画」(平成20年7月閣議決定)においては、子どもたちがインターネット上の有害情報に触れ、犯罪等に巻き込まれないよう、学校・家庭・地域における情報モラル教育を推進すること、さらに、「知識基盤社会」の時代を担う子どもたち一人一人の「生きる力」をはぐくむため、児童生徒の発達段階に応じた情報活用能力の育成に加え、情報モラル教育の充実を促すこととしています。

これらを踏まえ、文部科学省では、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の学習指導要領の改訂により、「情報モラル教育」の充実を図ることとし、小学校・中学校については今年度から、高等学校・特別支援学校については来年度から、それぞれ一部先行実施を行う移行期間中から指導することとしています。

このため、今後は、各教科科目の授業において、それぞれのねらいに即した学習活動のなかで、情報モラルを確実に身に付けさせる指導を行うことが必要であり、教員一人一人がそのための指導力を確実に高めていくことが重要となります。

本テキストは、情報モラル教育の指導者を育成するための研修用として、情報モラル教育に関する喫緊の課題を中心として指導するポイントをまとめたものであり、他の教材や参考となるサイトと合わせて受講者が校内研修や保護者向けの研修に活用できるものです。

本テキストを活用して、全国の教員の方々の情報モラル指導力が一層向上することを期待しています。

平成22年1月

文部科学省生涯学習政策局

参事官(学習情報政策担当) 齋藤 晴加

人間はあまりにも至近距離で対面すると、相手の目を見て話ができなくなってしまうものです。悩みを抱えた児童生徒であればなおさらです。正面に向き合って座るよりも、児童生徒を対角線の左前に座らせて話をするなどした方がよいでしょう。

③聞く姿勢と動作

●必ず座って話をする

立ったままの状態は喧嘩状態なので、児童生徒の不安を大きくしてしまいます。

●児童生徒と視線を合わせ、大きく頷きながら

ただし、児童生徒の目をじっと凝視してしまうと、児童生徒を精神的に追い詰めてしまいます。児童生徒の目が泳ぎ始めたり、瞬きが多くなってきたりしたら、先生の方からそっと下を向いて一度視線をそらし、また児童生徒を見るように心がけてください。足を組んだり、腕を組んだり、ふんぞり返ったりせず、多少前屈みになって話を聞くとよいでしょう。

●相談中は極力、メモを取らずに話を聞く

相談中は極力、メモを取らずにペンを置き、児童生徒の目を見て話を聞いて下さい。メモばかり取られていると警察に調書を取られている感覚になってしまいます。

相談が終わった後も、椅子に座ったまま児童生徒を見送るのではなく、児童生徒と一緒に立ち上がり、ドアまで一緒に歩きながら児童生徒がドアを出るまで見送ってあげて下さい。

④加害者への対応

●相手の性格を考えて対応する

今まで先生から叱られた経験がない児童生徒が、おもしろ半分ネットに書き込みをし、学校は、その児童生徒に対して、担任、学年主任、生徒指導部長が厳重注意をして、児童生徒が思い詰めて命を絶ってしまったことがあります。取り返しが付かないことになる前に、児童生徒の性格をしっかり考えた対応が学校には求められています。

●被害者の言葉を一方的に鵜呑みにせず、加害者の話にも耳を傾ける

怒鳴ったり、威圧したりすることは教育ではありません。本当にまずいことをしたと気付かせることが大切です。例えば、掲示板の誹謗中傷などに関しても、怒鳴られた恐怖からページを封鎖したり書き込みを削除したりした場合、今度は先生に見つからないようにパスワードを設けたり、海外のサーバーを使い日本の警察や法律が介入できない書き込みをしたりしてしまいます。間違った対応をすると、ネットいじめが余計に先生方の目の届かないところで行われてしまうのです。場合によっては、児童生徒が命を落とすこともあり得るのです。

⑤愛情制限

児童生徒と先生の個人的接触が多すぎると、児童生徒と先生の関係でなくなってしまうことがあるので、教育の枠をはみ出さないよう注意しましょう。



児童生徒の相談にのる上での手順

①リレーションをつくる

- この先生は信頼できると児童生徒から思われる
非言語的態度、言葉、表情なども重要です。
- 問題の書き込み等を先生も見て、児童生徒の言っていることを理解し、児童生徒の身になって考える
誹謗中傷などの書き込みで相談があった場合、「見るんじゃない」「ほっておきなさい」など無責任なことを言うてはいけません。まずは、問題の書き込みを先生も見て、書き込みをされた児童生徒の立場になって考えなければなりません。

②問題の核心をつかむ

- 非言語コミュニケーションからも児童生徒の気持ちを読み取り、的確な相談・援助・助言をする
コミュニケーションのうち、言語コミュニケーションは僅か7%にすぎず、非言語的なコミュニケーションが大部分を占めていると言われています。ネット関連の問題を抱える児童生徒と対応する場合には、①の通り、話しやすい雰囲気をつくるとともに、表面的な言葉だけでなく、表情や声色など非言語コミュニケーションにも十分注意を払って、問題の核心をつかむことが必要です。
- 加害者の児童生徒が、問題に気付き、反省するように
特に、加害者の児童生徒に対する時は、児童生徒自身が、なぜそのことが問題になるのか、何が問題の核心であるのかを、相手の立場に立って考えたり、インターネットの仕組みを理解したりして気付き、自ら反省して過ちを繰り返さないように指導していくことが大切です。

③適切な処置をする

- 児童生徒の性格も考えて対応する
同様な事案であっても、児童生徒の性格的なものを考えて対応することが大切です。
- ネットいじめへの対処法
ネットいじめは、証拠保全や問題の書き込みの削除依頼のために、下記の通り対処することが必要です。

1) 早期発見、児童生徒・保護者からの相談受付

- ・担任や生徒指導担当にいつでも気軽に相談してよいことを伝え、まずは学校に相談してもらうようにする。
- ・児童生徒の「いつもと違う」というネットいじめの兆候

を見逃さないようにしたり、問題のある書き込みをネットパトロールで探したりして、早期発見を心がける。

2) 書き込み内容の確認と証拠保全

- ・誹謗中傷などの書き込み内容を確認し、書き込みをプリントアウトしたり、携帯電話の場合には画面の写真を保存して証拠保全をする。
- ・掲示板のアドレスやメール送信元のアドレス、メール本文も、削除せずに保存する。

3) 掲示板の管理者に削除依頼

- ・当該掲示板の「利用規約」等を確認し、削除依頼を行う。必ず書き込み箇所のURL・削除依頼理由を記載し、簡潔な内容とする。

4) 掲示板等のプロバイダに削除依頼

- ・掲示板の管理者が削除に応じてくれない場合は、掲示板サービスを提供しているプロバイダに、削除依頼のメールを送ります。3)と同じようにURL・依頼理由を添えて、書き込み削除と通信記録の保存を依頼する。

5) 加害者への指導と被害者へのフォロー（保護者連携）

- ・加害者の特定に努め、加害者に適切に指導すると共に、被害者へのフォローを行う。その際、保護者との連携を図るようにする。
- ・加害者が校外であった場合には、相手先に指導と事後報告を依頼する。

●犯罪被害の場合には、警察等へ連絡

ネット詐欺や性犯罪等、犯罪被害に遭っている場合には、警察のサイバー犯罪担当や国民生活センター等に連絡し、その後の対応について相談する。

児童生徒の相談にのる上での注意点 (問題の核心をつかむ上でのポイント)

①時間制限

不安定な児童生徒の相談にのると、話がいつまでたっても終わらないことがあります。
児童生徒が集中して話ができる30分から50分程度で相談時間を設定するとよいでしょう。

②場所の設定

- 教室ではなく、相談室など落ち着ける場所で
人目などが気になる教室でなく、相談室など落ち着いて話ができる場所で相談にのってください。
- 児童生徒を正面に座らせない

情報モラル 指導者研修ハンドブック

Contents

■ ケータイ・パソコンがあれば、広がる・つながる便利な世界！	2
子どもたちのネット・携帯電話事情	2
■ 情報モラル教育の基本理念と指導	4
情報モラル指導モデルカリキュラム表	8
■ 教材内容例と基本的な指導事項	
相手のことをよく確かめて	10
【コラム】ネットパトロールについて	11
書き込みされた人のことを考えて	12
気になる書き込みをされたら	13
迷惑メールに気をつけて	14
高額請求されたら	15
個人情報の扱いは慎重に	16
使いすぎに気をつけて	17
勝手に載せてもいいの？（肖像権の尊重）	18
勝手に使ってもいいの？（著作権の侵害）	19
ネット上の書き込みには責任を	20
コンピュータウイルスに気をつけて	21
チェーンメールが来たたら？	22
総括的な指導事項	23
顔の見える相手と見えない相手、どちらの人間関係も大切に！	
トラブルに巻き込まれないために	24
トラブルに巻き込まれてしまったら	25
情報モラル指導のためのサイト【教材・資料】	25
■ 校内研修実施カリキュラムの設計	26
校内研修の指導方法	30
■ Webカウンセリングについて	32

ケータイ・パソコンがあれば、 広がる・つながる便利な世界！



メールでいつでも
コミュニケーション



ケータイ・パソコンから
ネットショッピング



インターネットで調べ学習

子どもたちのネット・携帯電話事情

※このページは「子どもの携帯電話等の利用に関する調査」
(平成20年度文部科学省調査)の内容をもとに作成している。
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/21/05/1266484.htm

中学生は約半分、高校生はほぼ全員が携帯電話を持っている

子どもたちの携帯電話の所有率が高くなってきていることは、さまざまなところで報じられている。平成20年度文部科学省の調査では、小学6年生の約3割、中学2年生の約半数、高校2年生ではほぼ全員が携帯電話を持っているという結果が出ている。

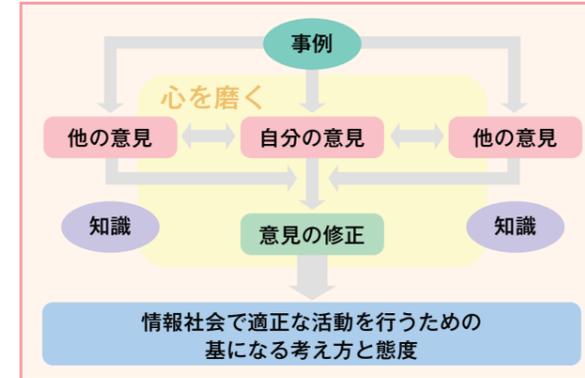
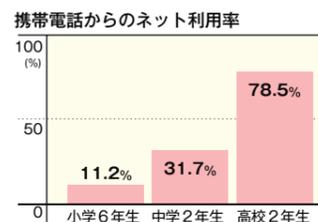
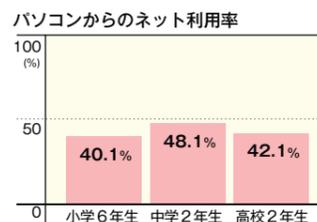
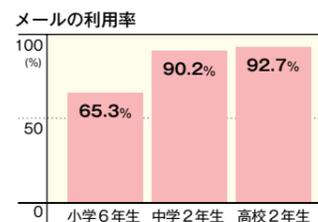
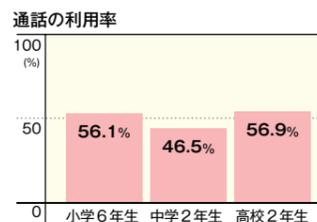
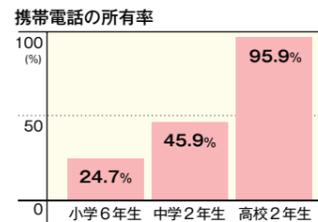
高校生になると、複数のメールアドレスを持つ生徒が8%、携帯電話を2台以上持つ生徒も5%と、相手によりアドレスを使い分けたり、通話とメールで機種を分けたりするなど、より複雑で高度な使い方をする生徒がいる。

携帯電話の利用は、通話よりもメールがほとんど

また、利用状況を見てみると、電話として利用している割合は、小学生から高校生まであまり変わらないが、メールの利用は中学生になると増え、1日に100件以上という生徒も増えている。

ネット利用は携帯電話からが最も多い

パソコンからのネット利用は、小学生から高校生まであまり変化は見られないが、携帯電話からのネット利用は中学生になるとかなり増え、1日3時間を超える長時間の利用も見られる。



ここでは、さまざまな考えを出し合う中で、その根拠も言えることが大切になります。相手の考えを聞いた上で、自分の考えをつくっていく場面でもあるのです。話し合いの仕方は、学年の発達段階や学習習慣の違いによっても異なってきますが、日常の学習活動で行っている話し合いと同じでかまいません。ここでは、相手を論破することや必ずしも一つの考え方に決めることが求められているのではありません。

⑥ 考え、判断のもとになる知識の必要性

メディアの特性の理解は、情報モラルの判断のもとになる知識です。

情報モラルの学習は、児童生徒に「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」を育てることが最終的な目標です。しかし、正確に考え、判断するためにはその前提となる情報やメディアの特性についての知識が必要です。この知識は「知恵を磨く領域」には欠かせません。また、「心を磨く領域」についても考える基盤と知識は必要です。情報やメディアの特性については、その範囲も広いために、教師も十分な知識を持っているとは限りません。

その場合、情報モラル指導用の疑似体験コンテンツを利用すると、情報やメディアの特性も含めて説明されているので、児童生徒に、情報モラル事例の場の共有を図れるとともに情報やメディアの特性を合わせて理解させることができます。

情報やメディアの特性

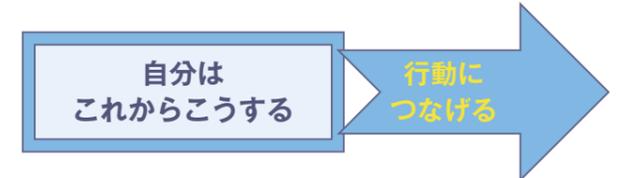
知識

⑦ 自分の考えをまとめ態度につなげる

児童生徒のいろいろな考えを出し合った後、情報やメディアの特性について正しく知り、再度この知識をもとにして、自分の考えを練り上げます。

ここでは、考えるためのもととなるものを整理して示すことが必要です。板書であったり、ワークシートであったり、さまざまな提示の仕方がありますが、「立場による違いがあること」やその事例で取り扱う「情報やメディアの特性」の2つの要素は欠かすことができません。

授業の最後には、自分はこれからこうしたいと行動につなげていけるように、考え方をまとめ、態度として表させることが大切なのです。



家庭との連携は必須

情報モラルの授業により育てられた考え方や態度は、児童生徒が携帯電話やインターネット等の情報機器に接する時間から考えると、学校生活よりも家庭生活でより役立ちます。

そこで、学校での情報モラルの学習を家庭に伝えることも大切です。学習で使ったノートやワークシートに、家庭からのコメント欄を設け、家の人にも話してコメントをもらうという方法や、授業参観などで取り組むという方法が取られています。

こうして、学校と家庭とがともに子どもを取り巻く環境について考え、子どものよりよい生活をつくっていくことも大切です。

メディアの特性と多様な意見は学校で

情報モラルを身につけるためには、日常の生活の中のモラルや、生活の中で培う価値観が大切な要素です。

これらは、実際の家庭生活や地域社会の中で身に付けていきます。

しかし、情報やメディアの特性を理解したり、さまざまな考え方があることを知ったりするのは、家庭や地域ではなかなかできません。これらは、学校でしかできないことなのです。

校内研修の指導方法

校内研修を指導するにあたって、事前に作成した校内研修実施カリキュラムをもとに、研修内容が「教師が児童生徒に対して行う授業の方法」であれば、児童生徒に自分の考えを持たせたり判断させたりする場をどのように設定するのがよいのかを教師に理解してもらうことがポイントになります。また、「教師が保護者に対して行う研修の方法」であれば、保護者に子どもの携帯電話やインターネットの使い方に関心を持ってもらうことがポイントになります。ここでは、「教師が児童生徒に対して行う授業の方法」について述べていきます。

校内研修の進め方の順番に沿って

①校内研修の目的の確認

校内研修の内容をわかりやすくするためには、事前に作成した校内研修カリキュラムを確認して校内研修の指導者が研修の目的をはっきりと把握しておくことが大切です。さらに、校内研修に参加する教師にも、目的をはっきりと伝えておくことにより参加意識を高めておくことができます。

②情報モラル教育を扱う分野・内容の確認

目的が決まれば、情報モラルのどのような内容を指導するのか考えていきます。情報モラル指導モデルカリキュラムと児童生徒の生活実態を比較して具体的に指導する内容を考えましょう。

指導モデルカリキュラムは、指導する内容のヒントと考えるとわかりやすくなります。

指導モデルカリキュラムを通して児童生徒の実態を考えていく場合や、反対に児童生徒の実態を整理するために指導モデルカリキュラムを使う場合もあるでしょう。

一般的に道徳、特別活動では一つの事例を中心に取上げて考えていきます。また、教科、総合的な学習の時間では、その各教科内容の学習や活動を行う過程で情報モラルに関係する内容について触れます。

③情報モラルの事例場面の共有

情報モラルの事例場面の共有を図ることが大切です。学校の学習活動の中にも情報を扱うさまざまな場面があります。その中で情報モラルに関係する部分を取り上げることによって情報モラルの学習を行うこともできます。

また、情報モラルの事例の中には、児童生徒の普段の学習活動の中では、体験しない場面や状況がわかりにくい場面があります。その事例の指導には、状況をわかりやすく整理して疑似体験ができるようにしてある情報モラル指導コンテンツを利用すると、児童生徒が事例の場面を共有することができ有効です。



④児童生徒が個々に考え・判断する場の設定

情報モラルに関する事例を共有した後、児童生徒が個々に判断する場面から学習は始まります。この最初の段階では、児童生徒がそれまでの知識や生活経験にもとづいた価値観から判断することになります。「自分だったらどうするか」、「どう思うか」ということを考えさせていきます。その場合、情報モラルの視点をはっきりさせた発問を示すことが大切です。

自分ならこう思うと思う

まず、自分の考えを持つことが、情報モラルの授業への入り口になります。

⑤友だちの考えとの比較

自分の考えと友だちの考えを比較していきます。児童生徒の判断のもとになっている要素には、さまざまなものがあります。立場、情報の受け取り方、知識、生活経験、そうしたさまざまな要素から判断して、どう思うか、自分ならどうするか、と考えています。それぞれの要素に違いがあるので、判断も違ったものになってきます。その違いがあることを知ることが、「心を磨く領域」には欠かせません。その違いを認め、お互いの考えを伝えることで人間という「メディア」の特性について学んでいるとも言えます。



みんなと楽しく情報交換



ケータイでいつでも安全確認



ケータイ・パソコンでできること、いっぱい!

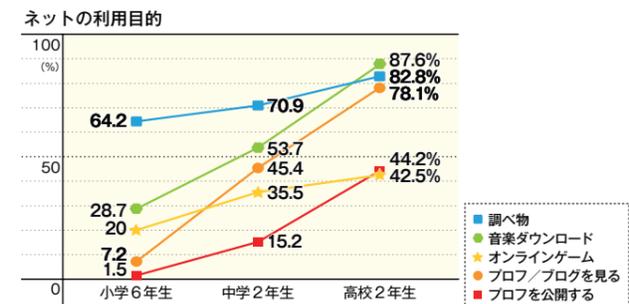


カメラとしても使えるケータイ

情報の収集から発信へ、どんどん広がるネット利用

ネットの利用の仕方、学年が上がるにつれてどんどん多様化している。

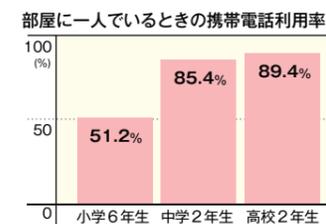
特に、自分から情報を発信する場として、ブログやプロフを利用する児童生徒が増えていることがわかる。



携帯電話は親の目の届かない場所で使っている

また、どの学年でも「自分の部屋などに一人いるときに携帯電話を利用する」が最も多いことが、この調査で明らかになっている。

親の目の届かない場所で、児童生徒は自由に携帯電話を使っているのである。



ネットでは、こんなことが起きている!

出会い系サイトで被害に遭う子どもたち

警察庁が発表した平成20年のネット犯罪の中で、出会い系サイト規制法違反の件数は大幅に増加しており、児童買春と青少年保護育成条例違反も増加し続けている。

また、出会い系サイトで被害に遭った人の約9割が18歳未満の子どもたちであり、そのほとんどが携帯電話からサイトにアクセスしていることもわかっている。

ねらわれるのは、未熟な子どもたち

携帯電話のサイト検索で簡単に見つかる掲示板の中には、中学生の出会いを助長するような書き込みをしている事例もある。

「家出をしたい」と書き込みをした小学生が、見ず知らずの人の呼びかけに応じて一緒に旅をしてしまい、遠く離れた場所で警察に保護されるという事件も起こっている。

このように、悪意を持った大人が子どもたちの家出を助長する「家出サイト」など、判断力の未熟な子どもをねらうサイトが、ネット上のあちこちに見られるのが現状である。

ブログやプロフでも起きている、子どもたちの危険な出会い

被害に遭うのは、出会い系サイトに限ったことではない。一見普通に見えるオンラインゲームのコミュニティサイトやブログ、プロフへの書き込みによって、事件に巻き込まれることも、最近多くなってきている。

ブログやプロフに、自分の写真、学校名、最寄りの駅名、よく行く店の名前などを載せることで、住んでいる場所がわかり、その結果ストーカー被害に遭う、という事件も起きている。

情報モラル教育の基本理念と指導

情報モラルを指導するには、指導者が情報モラルの範囲や内容、そしてその目的を的確に理解し、発達段階に応じた系統的な指導内容や具体的な指導方法、授業設計など、基本的な理念や理論について深く理解している必要があります。

情報モラルとは

「情報モラル」という言葉が初めて文部科学省で使われたのは平成8年度の中央教育審議会第1次答申ですが、その際、情報倫理やネチケットなどの倫理的な内容に加えて、個人情報の保護やセキュリティの必要性など安全教育も含めた幅のある言葉として使われました。高等学校学習指導要領解説情報編(平成12年3月)で「情報モラル」が「**情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度**」と定義され、現在でもこの定義が使われていますが、「情報モラル」という言葉には「**相手を思いやる気持ち**」や「**自分の言動(発信)に責任を持つ**」などの倫理的な態度(心を磨く領域)に加えて、個人情報の保護やなりすましの危険から身を守るなど情報安全の考え方(知恵を磨く領域)も含まれていると考えてよいでしょう。

なぜ情報モラルが必要とされるのか

①情報社会で求められる新しい課題への対応

情報社会の到来とともに、従来の日常モラルでは解決できない新たな課題やより慎重な判断を要する局面が起るようになりました。「新『情報教育に関する手引き』」(平成14年6月)では、「技術開発の進歩のスピードが急速なために、既存の法律や社会制度では想定されていない新たな場面に直面する機会が増えている。このような状況の下で社会の一員として適正に活動していくためには、既存のルールやマナーを理解することに加えて、新たな場面に対応して新しいルールやマナーの在り方などを考えていける力を養う必要がある。」としています。

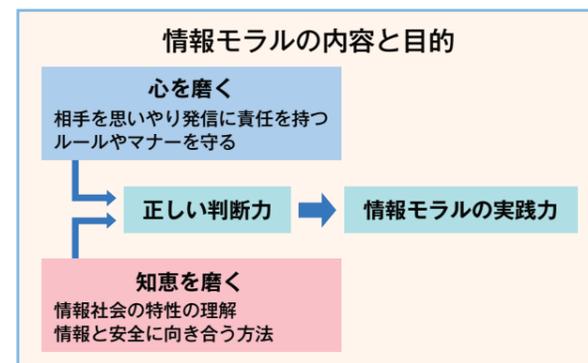
②具体的事例

例えば、メールや掲示板を用いたコミュニケーションはとても気軽に行えるようになりました。しかしその反面、使い方を間違えるとメールや掲示板によるネットいじめや誹謗中傷などの人権侵害が起ります。また、子どもたちは自分の身近な記事や話題を不特定の人が閲覧するブログやプロフに書き込むようになりました。個人情報の保護やなりすましへの危険回避など新しい課題が生じています。

情報モラルの内容と目的

「情報モラル」は「情報活用能力」の3観点(「情報活用の実践力」、「情報の科学的理解」、「情報社会に参画する態度」)の中の「情報社会に参画する態度」に位置づけられています。情報モラルには、情報機器を介したコミュニケーションの際に「相手を思いやる気持ち」を大切にしたり、メールや掲示板を使って情報を発信する際に自分の発信内容に責任を持ったりするなどの倫理(心を磨く)を育てることが求められます。また、情報社会における情報の特性やコミュニケーションに対する理解を土台に、

個人情報を保護したり、なりすましの危険から身を守ったりするなど情報に対して安全に向き合う能力(知恵を磨く)の育成も求められています。これら、(心を磨く)領域と(知恵を磨く)領域の2つを相互に関連させながら「**情報社会を生きる上での正しい判断力**」を身に付けなければなりません。そして、それらの判断力をよりどころにしてよりよい情報社会の創出を目指す実践的な力を育てることが情報モラルの目標となります。それらの力は情報活用能力の重要な柱の一つとなり、ひいては、新しい学力観である「**生きる力**」の一角を占める大切な能力となるものです。



情報社会における情報の特性

1: 情報の量と速さと集積密度

一つの情報が瞬間に地球を駆けめぐり、一瞬のミスが大量の情報漏洩を引き起こします。情報の持つ社会的影響力の大きさに気づかなければなりません。

2: 情報の複製の容易さ

情報は容易にコピーされ、まったく同じ物が複製されます。そのため、一度ネットワークに発信された情報は決して取り消すことができません。

3: 情報の可塑性

情報は次々とその形を変えていきます。アンケートに答えただけなのに、Webページに載っていたり、学校の

No.	内 容	(人)
1	自分自身がわからない部分があるので。知識・技術不足なので。	10
2	教材が見当たらないので。資料や説明の仕方がわからないので。具体的な指導書がないので。	10
3	指導者の指導力の差があるので。指導力が不足している。	6
4	注意の方法がわからないので。指導の方法がわからないので。	5
5	指導内容を絞りにくいので。何に的を当てたらよいかわからないので。	3
6	「危ない」などの短い注意に終わりがちになるので。もっと系統立てて教えられたらと思う。	1
7	その他	3
計		38

参考に以前に複数校の教師に実施した調査結果を掲示します。「指導に当たって不安や難しく思う内容」についてアンケート調査結果の例から見ると、「自分自身がわからない部分がある。知識や技術不足なので」が多くなっています。これは、教師自身が情報モラルの各内容について実際に体験したことがないことが大きな理由と考えられます。インターネットは使っていても掲示板やチャット、SNS、ネットショッピングなどを使用したことがない教師は多いようです。

実際、情報モラルで扱う内容は幅広いので、すべての内容に精通することは難しいことです。

次に、「教材が見当たらないので。資料や説明の仕方がわからないので。具体的な指導書がないので。」というように指導の方法や資料について不安や難しさを感じている人数が多くなっています。各事例の内容は理解できたとしても、授業として行う場合には、どのような資料を用意したらよいか、授業展開をどのようにしたらよいかかわからずに困っている現状がうかがえます。学校で情報モラルの授業を受けた経験がない多くの教師にとっては、授業のイメージはつかみにくいと思います。

校内研修カリキュラム作成

⑭具体的な研修カリキュラム作成には、回数、対象範囲、授業を行う対象、実施時期、目的、実施する時間枠、具体的事例、教材、研修形態について決めていく必要があります。

1) 目的 → 授業方法を考える、実態を知る

情報モラル教育のカリキュラムを見直すために行うのか、教科や道徳、特別活動、総合的な学習の時間での情報モラルの授業を考えるために行うのか、児童生徒のインターネットや携帯電話の使用実態を知るために行うのかなど、研修の目的をはっきりとさせておきましょう。

2) 回数 → 1回、数回

1回なのか、数回なのか。

3) 研修の対象範囲 → 全員、希望者

研修の対象は、全員なのか、希望者なのかなどについて決めます。1回目は全員、次回からは、疑問に答える形で希望者という方法も考えられます。

4) 授業を行う対象 → 児童生徒、保護者

授業方法を考える場合、教師が授業対象とするのは、児童生徒なのか保護者なのかを決めておきます。これは、目的が決まれば関連して決まってくる内容です。

5) どの時間枠で実施する内容なのか → 教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間

これも、目的によって決まってくる内容です。

6) 時間 → 120分、90分、60分、15分

常に、長時間の研修が必要だとは限りません。15分のミニ研修を職員室内で行うことも有効です。

7) 実施時期

緊急の場合を除いて、研修日は、できるだけ年間計画で決めておくことが大切です。長期休業中などは、時間的余裕があるので学校の情報モラル教育のカリキュラムの内容も含めて検討することもできます。

8) 具体的事例 → 掲示板、チェーンメール、プロフ等

授業の展開方法について研修する場合、具体例を何にするのか考えておきましょう。具体例が決まると教材や研修内容がはっきりとしてきます。

9) 教材 → ネット社会の歩き方、親子のためのネット社会の歩き方、教科書、道徳副読本

何を教材・資料として使うのか決めましょう。授業や研修内容に適した教材がないと授業をすることが難しくなります。

10) 研修形態 → 模擬授業、ワークショップ、講話、実技実習

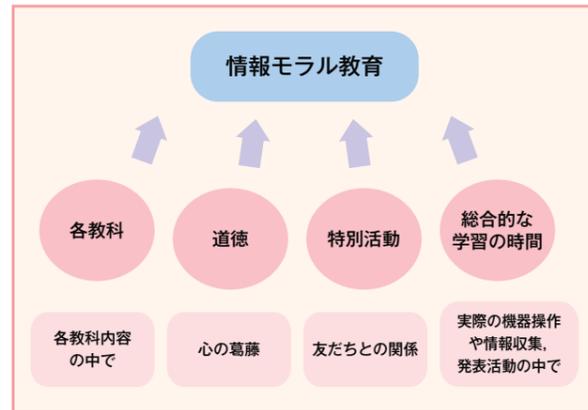
研修形態は、目的や時間との兼ね合いによって決まってくる。授業の行い方についてイメージをつかむためには、最初に模擬授業を行った後、ワークショップを実施しグループ内で授業を考え相互に公開する方法が有効です。

疑似体験による事例体験の共有化

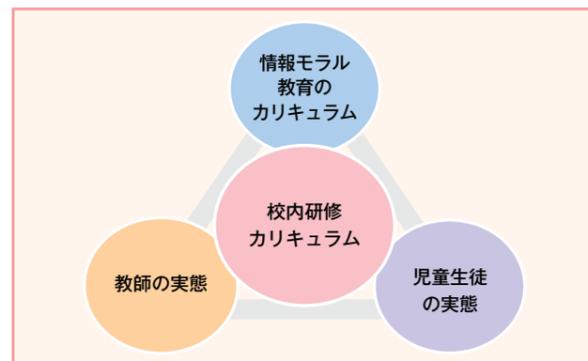
⑧研修カリキュラムの中に、疑似体験を入れることにより、教師の事例に対する理解を深めることが必要です。インターネットや携帯電話を使う中で発生している事例は、必ずしもすべての教師が知っているわけではありません。そこで、教師が事例を正しく知ることは大切です。事例が正しく認識されていない場合もあります。事例に対して各教師が持っている認識が違っていると、情報モラル教育に対する姿勢も違ったものになってきます。

情報モラル教育を行う分野

⑨情報モラル教育は、全教育課程で行う必要があること、特に道徳の時間にも位置付けられていることを研修の中で理解してもらう必要があります。情報モラル教育は、新学習指導要領の総則の第1章第4の2(9)で「情報モラルを身に付け」と書かれています。総則に書かれているということは、全教育課程で行うことを意味します。さらに、各教科においても具体的に情報モラルに関する記述があります。研修カリキュラムでは、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間でどのように扱うのかについて内容を設定しておく必要があります。研修の中でワークショップ等を行い、具体的な授業内容を考え、発表していくことも効果的です。



研修カリキュラムの組み方



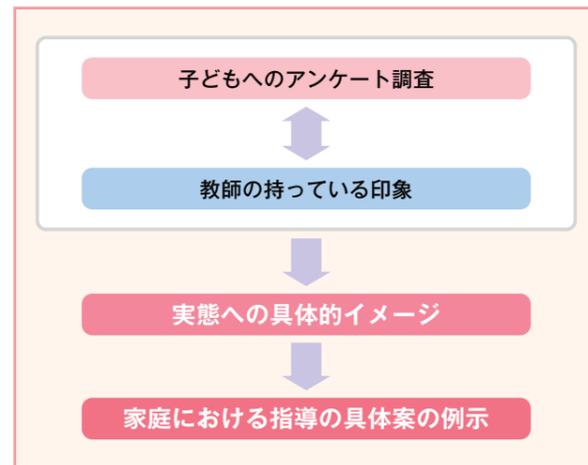
⑩研修カリキュラムは、児童生徒の実態と教師の指導にあたっての実態、情報モラル教育のカリキュラムの3つの内容のバランスを取って作成することが大切です。児童生徒や地域の実態と離れた研修内容にならないように注意しましょう。

児童生徒と保護者の実態把握

⑪児童生徒の実態把握をしておくことが大切です。

教師が児童生徒に対して持っている印象は、思い込みの部分があるかもしれません。研修カリキュラムを考える時に、児童生徒へのアンケート調査をすることにより、子どもの実態を把握しておくことが大切です。

この場合、アンケートは、児童生徒だけでなく保護者にも実施すると、子どもの実態と保護者の捉え方の違いを比較することができるので、保護者に子どものインターネットや携帯電話の使用実態について話をする時にも非常に役立ちます。これらの実態を踏まえて指導カリキュラムを計画するとともに、携帯電話やゲーム機などを与えたり利用したりする上での家庭での約束事の事例などを提示し、それらの中から実態に応じた内容を選択させるなどの工夫も必要です。



直近の動向の把握

⑫児童生徒が家庭や遊びの中で利用しているさまざまな情報携帯端末の説明書などをもとに、その特性や具体的な内容などを把握しておくことが必要です。

特に、メーカーが提唱している子どもが利用する場合の設定(例えば、ペアレンタル設定)などについて、その内容の理解と児童生徒や家庭への周知が必要です。

指導についての教師の実態把握

⑬情報モラルの指導について教師は、どのように思っているのか、どのような不安があるのかなどについて実態を把握する必要があります。

学習活動の写真が別の(場合によっては不適切な)サイトに掲載されたりしてしまいます。

4: 情報の双方向性

情報を受け取るだけでなく、誰もが情報を発信することが可能になりました。訓練を受けていない子どもたちが深く考えずに情報発信をしようとしています。

情報モラル教育の指導内容

文部科学省の委託事業で平成19年度に作成された「『情報モラル』指導実践キックオフガイド」には、「情報モラル指導モデルカリキュラム表」が掲載されています(8~9ページ参照)。

この表は、情報モラルの指導カリキュラムの内容を小中高一貫のモデルカリキュラムとして示したもので、情報モラルの系統的指導内容が一覧になっています。表の横列には小学校から高等学校まで校種ごとの指導内容が記載され、縦列には指導すべき情報モラルの内容が5分野に分けて設定されています。(心を磨く)領域として「情報社会の倫理」と「法の理解と遵守」、(知恵を磨く)領域として「安全への知恵」と「情報セキュリティ」が位置づけられ、さらに、この2つの領域にまたがる内容として「公共的なネットワーク社会の構築」が位置づけられています。



モデルカリキュラムで設定されている5つの分野については、正義感が芽生え、善悪への意識が高まる小学校の低・中学年では指導の重点を倫理の領域(心を磨く)に置き、情報社会の認識やセキュリティ対策などの知的な興味や関心が高まる中学や高等学校では情報安全の領域(知恵を磨く)に重点を置くような児童生徒の発達段階に応じた系統的な指導が望まれます。

また、ネットをめぐる事件や事故を予防的に回避し、未然にそのような問題が発生しないように先回りをして早い段階から指導を行うことも大切です。取り返しのつかない事件や事故が起こってからでは手遅れなのです。

目的に応じた多様な学習活動の実施

情報モラルの学習には情報社会の特性やデジタル・コ

ミュニケーションの特徴など、情報モラルを指導する際の土台となる情報に関わる基礎的な知識を理解させることが必要です。さらに、このような知識理解の学習活動を座学として実施するだけでなく、目的に応じた多様な学習活動を取り入れることが必要です。例えば、ネットに関わる物語教材やネット上で起こった事件事故の実例などを提示して、そこに登場する人物の考え方や判断を読み解き、それらを学級で追体験し、共有した上で話し合う「ケーススタディ」の学習活動が考えられます。また、実際に児童生徒がそれぞれコンピュータを用いてメールを送り合ったり、掲示板に書き込んだりする「コミュニケーション実習」などを取り入れたりすることも効果的です。学校という安全なエリアで擬似的にネット上のトラブルを体験することで正しい対処法を実践的に身に付けることができるのです。

温度差の解消と系統的な指導の必要性

情報モラルはすべての児童生徒が身に付けるべき能力です。学校間の取り組みに温度差があると、子どもたちが身に付けておくべき能力にばらつきが生じます。このようなことを防ぐためには、各学校では情報モラルに関する年間指導計画を立案・実施するとともに、学校間で連携を図ることが必要です。そのためには、校長や市町村の教育委員会、情報部会などがリーダーシップを発揮し、同一中学校区内の複数の小学校が共通のカリキュラムを実施したり、市町村内で統一した学習内容を指導したりすることが求められます。

保護者・地域との連携と啓発

ネットに関わるトラブルは学校、家庭、地域を問わず発生します。保護者や地域との連携や啓発が重要です。平成21年1月末に出された文部科学省の「学校における携帯電話の取扱い等について(通知)」では、「学校・家庭・地域が連携し、身近な大人が児童生徒を見守る体制づくりを行う必要がある」と述べています。学校と家庭や地域が連携してネット上のトラブルやコミュニケーションの諸課題について情報を交換し、学校と家庭・地域が両輪となって子どもたちを見守り、情報モラルを指導しなければなりません。例えば、学校便りや学校のWebページ、学年通信等を用いて定期的に情報モラルに関する取り組みを紹介したり、フィルタリングや不正請求への対応などの必要な情報を提供したりします。また、保護者懇談会やPTAの研修会、地域の防犯組織の研修会等の機会を利用して家庭及び地域への啓発を図ることも大切です。

点から線へ、線から面へと情報モラルの指導を広げる視野と熱意がリーダーには求められています。

新学習指導要領における情報モラル

新しい学習指導要領の「本文」や「解説」には「教育の情報化」に関する記述が多数見受けられます。情報モラルについても積極的に取り上げられています。

「教育の情報化に関する手引き」(平成21年度)の第2章では、これら学習指導要領の「教育の情報化」に関する記述の本文と解説が一覧表の形で紹介されています。小学校、中学校を例として、新学習指導要領では情報モラルをどのように取り扱うのか見ていきましょう。

小学校

小学校総則の本文には「…コンピュータで文字を入力するなどの基本的な操作や情報モラルを身に付け…」と書かれています。総則は本来、学校全体の教育目標や指導計画を作成する際の指針を示す内容です。そのため、総則にこのように書かれているということは、学校におけるすべての教育活動で情報モラルを指導しなければならないことを示唆しています。さらにここで使われている「身に付け」という表現も大変重要です。これは、すべての児童が卒業の時点で情報モラルの習得を完了していなければならないことを示すものだからです。

総則の解説では情報モラルの具体的目標として次の3点が挙げられています。

- ✓ 他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつこと
- ✓ 危険回避など情報を正しく安全に利用できること
- ✓ コンピュータなどの情報機器の使用による健康とのかかわりを理解すること

この目標を達成するために、以下の5つの学習活動が提案されています。

- ◆ 情報発信による他人や社会への影響について考えさせる学習活動
- ◆ ネットワーク上のルールやマナーを守ることを意味について考えさせる学習活動
- ◆ 情報には自他の権利があることを考えさせる学習活動
- ◆ 情報には誤ったものや危険なものがあることを考えさせる学習活動
- ◆ 健康を害するような行動について考えさせる学習活動

したがって、上記の5つの学習活動を以下に示す教科等で実施し、すべての児童に小学校段階での情報モラルを習得させなければなりません。それでは各教科等で「情報モラル」はどのように指導すべきだと書かれているのでしょうか、見ていくことにしましょう。

●国語の解説(3・4年)には「…引用する部分を(「)でくくり、出典を明示することや、引用部分が適切な量になることなどについても指導することが求められる。」と書かれています。著作権教育を3年生の国語でから行う

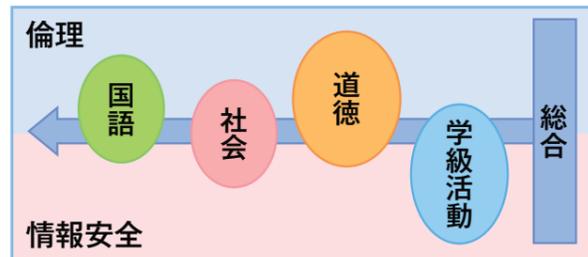
ことを示しています。

●社会では、5年生の「情報産業や情報社会」の解説で次のような記述が見られます。「情報の有効な活用が大切であることを考えるようにする」とは、情報の有用性や役割、情報の適切な収集・活用、発信や伝達の仕方、情報化をもたらす様々な影響などをもとに、情報化した社会において人々が主体的に生きていくためには情報を有効に活用することが大切であることについて考えるとともに、様々な情報に対して適切に判断し、望ましい行動をしようとする能力や態度を身に付けることである。」この記述から、5年生の社会科では情報社会の特徴を理解させる学習の中で、情報の役割や情報モラルの大切さを学ばせる学習も行うこととなります。

●道徳の本文では「…情報モラルの指導に留意すること。」と書かれています。このため、すべての学年で道徳の授業として情報モラルを指導することとなります。道徳で情報モラルを指導する場合、内容は「心を磨く」領域の課題を中心に、道徳実践力としての「情報モラルを実践する力」の育成がねらいになるでしょう。

●「総合的な学習の時間」の本文には「情報に関する学習を行う際には、問題の解決や探究活動に取り組むことを通して、情報を収集・整理・発信したり、情報が日常生活や社会に与える影響を考えたりするなどの学習活動が行われるようにすること。」と書かれています。「総合的な学習の時間」では各教科等における情報モラルの課題を横断的・総合的に取り扱うことが示されています。

●特別活動の「学級活動」の解説には、「(学級活動の内容については)…日常の道徳性の指導、国民の祝日や長期休業日の事前・事後の指導、環境美化に関する指導、学校行事の事前・事後指導、貯蓄や消費に関する指導、情報モラルに関する指導などが考えられる。」と書かれています。健康安全の視点から情報モラルを学級活動でも指導することとなります。



中学校

中学校総則の本文にも「各教科等の指導に当たっては、生徒が情報モラルを身に付け…」と書かれています。

解説では小学校と同じ3点の目標が掲げられ、この目標を達成するために、以下の6つの学習活動が提起されています。

- ◆ ネットワークを利用する上での責任について考えさせる学習活動

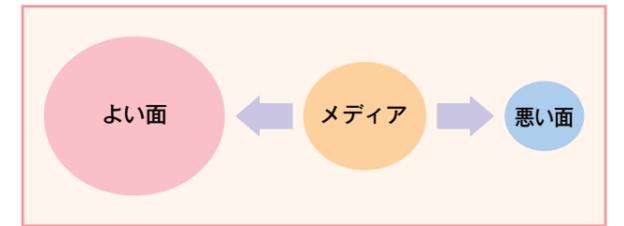
携帯電話	20	携帯電話のマナー	i.a	○	◎	◎	*【正しい利用方法の例】	携帯電話
	21	ワン切りを気をつけて	d	○	○	◎	ワン切りで会費請求された	携帯電話
	22	携帯電話で楽しむのもほどほどに	f	○	○	◎	料金が多額になった	携帯電話
	23	携帯電話をなくしたら利用停止。でも…	h	○	○	◎	失くした携帯からいたずら	携帯電話
	再掲	肖像権に気をつけて	b	○	○	◎	友人の写真を無断公開	カメラ付携帯
コミュニケーション	再掲	ネットいじめは人権侵害	b	◎	◎	◎	恥ずかしい写真の転送	カメラ付携帯
	24	ワンクリック不当請求に気をつけて	d		◎	◎	ワンクリック詐欺にあった	携帯メール
	25	ネット上のあぶない出会い	d		◎	◎	出会い系サイトにアクセス	携帯メール
	26	チェーンメールはカット	e	○	◎	◎	チェーンメールを送った	メール
	27	スパムメールは無視	e	○	◎	◎	スパムに返信で被害拡大	メール
消費生活安全	28	コンピュータウイルスに注意	h	○	◎	◎	添付ファイルから感染	メール
	29	他人になりすまして(パスワード)	c.g	◎	◎	◎	他人のIDでいたずらメール	メール
	30	ネット依存に注意	f	○	◎	◎	ネット依存になった	オンラインゲーム
	31	フィッシングサイトにつられるな	g.e		◎	◎	フィッシング詐欺にあった	ネットサーフィン
	32	スパイウェアに注意	h.e	○	◎	◎	不注意にダウンロードした	ネットサーフィン
	33	無料ダウンロードは慎重に	d		◎	◎	多額の通信料が請求された	ネットサーフィン
	34	とばく行為は禁止	c		○	◎	賭博サイトを開設した	Web情報発信
	35	ネズミ講は禁止	e.f		◎	◎	ねずみ講メールを送信	メール
	36	マルチ商法に注意	d		○	◎	怪しい組織に勧誘・加入	携帯電話
	再掲	ワン切りを気をつけて	d	○	○	◎	ワン切りで会費請求された	携帯電話
ネットショッピング	再掲	ワンクリック不当請求に気をつけて	d		◎	◎	ワンクリック詐欺にあった	携帯メール
	37	ネットショッピングの活用	e.i		○	◎	*【正しい利用方法の例】	ショッピング
	38	クレジットカードの不正利用は犯罪	c	○	◎	◎	カード番号の不正利用	ショッピング
	39	個人輸入は慎重に	c		○	◎	違法モデルガンを注文	ショッピング
	40	発注ミスに注意	d	○	○	◎	注文数量を間違えた	ショッピング
	再掲	危険な情報に注意	c.d	○	◎	◎	違法薬物を購入	ショッピング
	41	ネットオークションの賢い利用方法	i.e	○	○	◎	*【正しい利用方法の例】	オークション
	42	契約は慎重に	a.c		◎	◎	軽率な入札をした	オークション
43	雲隠れに注意	d	○	◎	◎	欠陥商品を買われた	オークション	

分野：情報社会の倫理(a,b)、法の理解と遵守(c)、安全への知恵(d,e,f)、情報セキュリティ(g,h)、公共的なネットワーク社会の構築(i)(8~9ページ参照)

情報モラル教育の基本姿勢

④メディアのよい面と悪い面の両面を扱うことが、そのメディアを上手に使いこなす力を育成する上で大切です。

どのメディアにもよい面と悪い面の両面があります。特定のメディアの悪い面だけを取り上げて対処方法を教えても、それは「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」の育成にはつながりません。校内研修のカリキュラムを考える上でも、教師が特定のメディアに否定的な感想を持つことがないように注意して下さい。大切なのは、メディアをどのように使うかということです。



テレビが普及し始めた時、テレビ自体を否定する意見が多くありました。しかし、現在、テレビについて番組の内容や視聴時間についての論議はありますが、テレビ自体を否定する議論はほとんどありません。

児童生徒に身に付けさせる力の確認

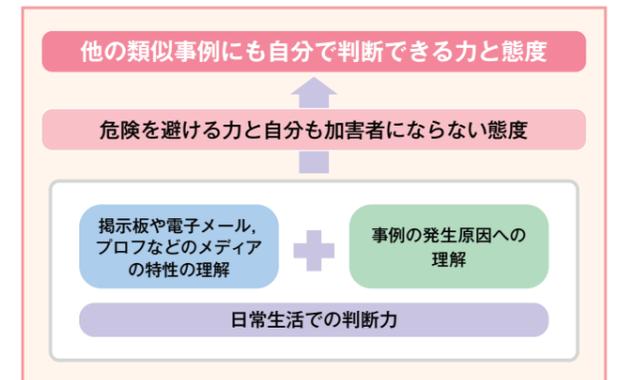
⑤他の類似事例にも自分で判断できる力と態度を育成することが大切です。

学習した事例については判断できるが、他の類似事例については判断できないということでは、次々に開発されるメディアへの対応に追いつきません。プロフにしてもあつという間に使う人が増えました。

メディアの特性についての理解

⑥新しい事例に対応するための力を付けるには、メディアの特性への理解が大切です。

校内研修カリキュラムの中に、教師がメディアの特性を理解できるような内容を入れることが必要です。そうしないと、次々に考えられる新しいメディアに対応することができません。また、すべてのメディアを扱った研修や授業を行うことは不可能です。



最初は正しい使い方、次に危険回避

⑦校内実施研修カリキュラムの第1段階は、ネットワーク社会の中の各メディアについて「便利な点」と「危険な点」について教師が知ることで、そして、危険を回避する方法を理解することです。

第2段階は、各メディアの特性を理解することです。第3段階は、授業の行い方について、使う資料や教材も含めて理解することです。

校内研修実施カリキュラムの設計

児童生徒に情報モラルを指導できる力を教師に育成するために、校内研修実施カリキュラムを考える上で、研修カリキュラム立案者が、情報モラル教育の構造・目的と情報モラルに対して教師の持っている印象、児童生徒の実態を正確に捉えていることがポイントになります。

情報モラル教育の構造の把握

①情報モラル教育は、**どういうことを目指しているのか**その構成を確認しておくことが基本です。

情報モラル教育は、心に関係し価値判断の力を育成する「心を磨く」分野と、安全を守る知恵と技術を習得する「知恵を磨く」の2つの領域から構成されています。もちろん、価値判断をするためには、その判断の基盤となる知識も習得することが求められます。さらに、「心を磨く」領域は、「情報社会の倫理」と「法の理解と遵守」の2分野、「知恵を磨く」領域は、「安全への知恵」と「情報セキュリティ」の2分野から構成されています。そして、最終的な目標は、社会の大切な共通財産であるネットワークをみんなで育てていこうという態度を育成することを目指して「公共的なネットワーク社会の構築」となっています(5ページ参照)。

構造の具体的イメージの把握

②情報モラル指導モデルカリキュラムにより、**構造の具体的イメージを把握します。**

情報モラルの各分野についてどのような指導を行えばよいのかについて、情報モラル指導モデルカリキュラム表により、情報モラル指導の全体像を通して具体的なイメージをつかみましょう。

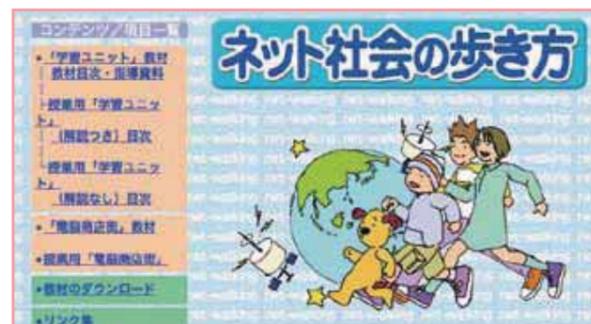
すでに、情報モラル指導カリキュラムが作成されている学校では、それも参考にしてください(8~9ページ参照)。

情報モラルに関する具体的事例の把握

③情報モラルに関しての**個別事例を見て、実際に発生している事象について把握します。**

情報モラルに関して、いろいろな問題が発生しています。実際にどのような問題が起きているのか個別事例を見ていくことは、情報モラルの現状について思い込みではなく客観的に把握するためにも大切です。また、各事例に共通する原因は何なのかを考えながら見ていくことは、児童生徒に**新たな事例に対応する力**を付けるためのポイントを研修担当者自身が身に付けることにもつながります。実際に研修担当者が、事例内容とその原因を十

分に理解しておくことは校内研修実施カリキュラムを作成する上で非常に重要になってきます。それは、目の前の児童生徒の実態から、今どのような研修を校内で考えていけばよいのか判断する力になってくるからです。



ネット社会の歩き方
学習ユニットとモデルカリキュラムの対応一覧

カテゴリ	番号	ユニット名称	分野	校種			ミス・トラブルの概要	テーマ
				小	中	高		
情報検索	1	Webサイトの情報を活用しよう	b	○	○	○	Web丸写しのレポート提出	Web検索活用
	2	こんなWebサイトに気をつけて	e	○	○	○	詐欺サイトに誘導された	ネットサーフィン
	3	大人向けの情報に注意	d	○	○	○	アダルト情報を見た	ネットサーフィン
	4	危険な情報に注意	c,d	○	○	○	違法薬物を購入	ネットサーフィン
情報発信	5	ブログの有効活用	i	○	○	○	*[正しい利用方法の例]	ブログ活用
	6	ネットで悪口は要注意	a	○	○	○	友人の悪口を書いた	掲示板いたずら
	7	ネットで悪口が罪になる	c	○	○	○	お店の悪口を書いた	ブログ情報発信
	8	おもしろ半分では無責任	a	○	○	○	友人についてウソを書いた	Web情報発信
	9	確かな情報を発信しよう	a	○	○	○	お店の悪口を書いた	Web情報発信
	10	ネットいじめは人権侵害	b	○	○	○	恥ずかしい写真の転送	カメラ付携帯
個人情報・著作権	11	住所や電話番号をおしえるのは慎重に	e	○	○	○	怪しい懸賞に応募	ネットサーフィン
	12	個人情報は公開しない	e	○	○	○	家族の個人情報を発信	Web情報発信
	13	個人情報は大切なデータ	e	○	○	○	友人の個人情報を教えた	携帯メール
	14	肖像権に気をつけて	b	○	○	○	友人の写真を無断公開	カメラ付携帯
	15	チャットで個人情報は言わない	e	○	○	○	電話番号を書き込み	チャット
	16	見知らぬ人との約束?	d	○	○	○	チャット相手と待ち合わせ	チャット
	17	他人の絵や文章のコピーは要注意	c	○	○	○	雑誌の写真を無断コピー	ブログ情報発信
	18	ファイル共有ソフトは要注意	c,g	○	○	○	違法コピーをファイル共有	ファイル共有ソフト
	19	コピーしてもいいの?	c	○	○	○	ゲームソフトのコピー	ゲームソフト

- ◆ 基本的なルールや法律を理解し違法な行為をもたらす問題について考えさせる学習活動
- ◆ 知的財産権などの情報に関する権利を尊重することの大切さについて考えさせる学習活動
- ◆ トラブルに遭遇したときの主体的な解決方法について考えさせる学習活動
- ◆ 基礎的な情報セキュリティ対策について考えさせる学習活動
- ◆ 健康を害するような行動について考えさせる学習活動

●国語の本文では「新聞やインターネット、学校図書館等の施設などを活用して得た情報を比較すること」という記述があり、比較することで情報の真偽を確かめたり吟味したりする学習活動が行われます。

●社会の本文では学習活動全般にわたって、「資料の収集、処理や発表などに当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどを積極的に活用し、指導に生かすことで、生徒が興味・関心をもって学習に取り組めるようにするとともに、生徒が主体的に情報手段を活用できるよう配慮するものとする。その際、情報モラルの指導にも配慮するものとする。」と書かれています。情報手段を活用する学習活動の際に、情報モラルも併せて指導することになります。

また、公民的分野の解説には、「『情報化』では、大量の情報の活用によって経済などの仕組みや社会生活が変化してきていることや、その中で個人が主体的に情報を収集、処理、判断、発信するなどの情報を活用する力や情報モラルを身に付けていくことなどが大切となってきていることなどに気付かせる」と書かれています。公民の授業の中では社会の情報化と関連付けながら情報モラルの指導を実施することになります。

●音楽の本文では「音楽に関する知的財産権について、必要に応じて触れるようにすること」と書かれていますので、音楽で著作権教育を行うこととなります。

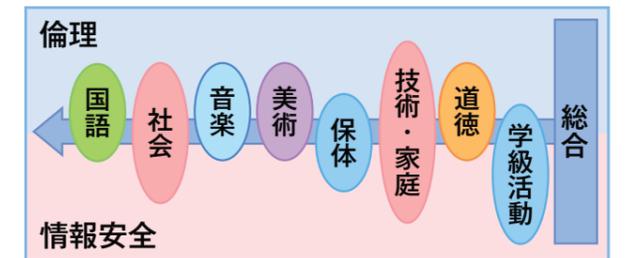
●美術の本文でも「美術に関する知的財産権や肖像権などについて配慮し、自己や他者の創造物等を尊重する態度の形成を図るようにすること」という記述があり、音楽と併せて知財教育を美術で推進することになります。

●保健体育の本文では、「コンピュータなどの情報機器の使用と健康とのかかわりについて取り扱うことも配慮するものとする」と書かれています。いわゆるテクノストレスへの対応など情報機器の使用と健康被害について保健体育で学習します。

●技術・家庭の本文では「著作権や発信した情報に対する責任を知り、情報モラルについて考えること。」と書かれています。中学校ではこの技術・家庭が情報モラルを指導するための中心となる領域になると考えられます。

●道徳の本文では小学校と同じように「…情報モラルの指導に留意すること」と書かれています。このため、小学校と同じようにすべての学年で道徳の授業の中で情報モラルを指導することになります。

ルを指導することになります。
●特別活動の「学級活動」の解説には「集団生活におけるルールやマナー、自由と責任及び権利と義務、情報化社会におけるモラルなどの題材を設定し、道徳の時間との関連も図りながら展開していくことが重要である」と記載されています。「道徳の時間との関連も図りながら」とあるように、中学校では「道徳」、「学級活動」そして、情報教育の中核となる「技術・家庭」の情報分野が3つの柱となります。また、「総合的な学習の時間」でも横断的・総合的な課題に取り組みつつ、各教科等で情報モラルの指導を充実させていくことが大切です。

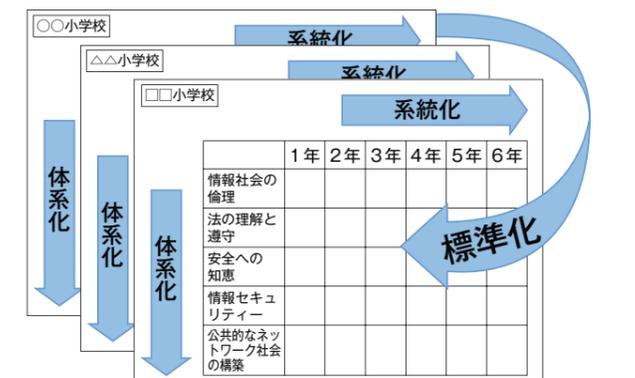


情報モラル年間指導計画の作成

情報モラルは、特定の学校、特定の教師だけが実施するものではなく、すべての学校すべての学級で実施され、児童生徒が等しく習得すべき基本的な能力です。

すべての児童生徒に情報モラルを身に付けさせるためには、まず情報モラルの指導内容に偏りが出ないようにしなければなりません。そのためには「モデルカリキュラム表」(8~9ページ)を参考に、「2領域5分野」の内容が年間指導計画に取り入れられているか確認します。

また、指導の重複や飛躍を生じさせないために、指導内容の系統化と標準化が求められます。どの学年でどのような内容を指導するのか、発達段階に応じて指導内容を積み上げることが系統化です。それと同時に、同じ中学校に進学した際の生徒のレベルをそろえ、中学校で同じスタートラインに立たせるために、中学校区や市町村教育委員会で統一したカリキュラムを編成することも大切です。これが標準化です。情報モラルの年間指導計画は、これら体系化・系統化・標準化を意識しながら作成することが望まれます。



情報モラル指導モデルカリキュラム表

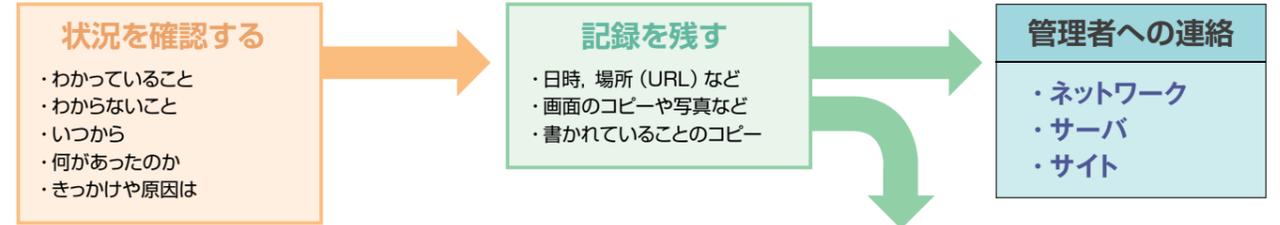
<大目標・中目標レベル>

分類	L1：小学校1～2年	L2：小学校3～4年	L3：小学校5～6年
1. 情報社会の倫理	a1～3：発信する情報や情報社会での行動に責任を持つ		
	a1-1：約束や決まりを守る	a2-1：相手への影響を考えて行動する	a3-1：他人や社会への影響を考えて行動する
	b1～3：情報に関する自分や他者の権利を尊重する		
	b1-1：人の作ったものを大切にすることを心をもつ	b2-1：自分の情報や他人の情報を大切にすることを心をもつ	b3-1：情報にも、自他の権利があることを知り、尊重する
2. 法の理解と遵守	c2～3：情報社会でのルール・マナーを遵守できる		
		c2-1：情報の発信や情報をやりとりする場合のルール・マナーを知り、守る	c3-1：何がルール・マナーに反する行為かを知り、絶対に行わない
			c3-2：「ルールや決まりを守る」ということの社会的意味を知り、尊重する
			c3-3：契約行為の意味を知り、勝手な判断で行わない
3. 安全への知恵	d1～3：情報社会の危険から身を守るとともに、不適切な情報に対応できる		
	d1-1：大人と一緒に使い、危険に近づかない	d2-1：危険に出合ったときは、大人に意見を求め、適切に対応する	d3-1：予測される危険の内容がわかり、避ける
	d1-2：不適切な情報に出合わない環境で利用する	d2-2：不適切な情報に出合ったときは、大人に意見を求め、適切に対応する	d3-2：不適切な情報であることを認識し、対応できる
	e1～3：情報を正しく安全に利用することに努める		
	e1-2：知らない人に、連絡先を教えない	e2-2：個人の情報は、他人にもらさない	e3-2：自他の個人情報を、第三者にもらさない
	f1～3：安全や健康を害するような行動を抑制できる		
f1-1：決められた利用の時間や約束を守る	f2-1：健康のために利用時間を決める	f3-1：健康を害するような行動を抑制する	
4. 情報セキュリティ	g2～3：生活の中で必要となる情報セキュリティの基本を知る		
		g2-1：認証の重要性を理解し、正しく利用できる	g3-1：不正使用や不正アクセスされないように利用できる
	h3：情報セキュリティの確保のために、対策・対応がとれる		
			h3-1：情報の破壊や流出を守る方法を知る
5. 公共的なネットワーク社会の構築	i2～3：情報社会の一員として、公共的な意識を持つ		
		i2-1：協力し合ってネットワークを使う	i3-1：ネットワークは共用のものであるという意識を持って使う

※コードについて (例, a1-1)
 [1桁目の文字]
 a～i：大目標項目

[2桁目の数字]
 校種・学年 (L1～L5)
 1：L1 (小学校低学年：1～2年生)
 2：L2 (小学校中学年：3～4年生)
 3：L3 (小学校高学年：5～6年生)
 4：L4 (中学校 (高等学校を含む場合もある))
 5：L5 (高等学校)

トラブルに巻き込まれてしまったら



専門家に相談をする			
警察相談ダイヤル	#9110 各都道府県の警察総合相談窓口	「子どもの人権110番」	0120-007-110 (フリーダイヤル) http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html 法務省
サイバー犯罪相談窓口	http://www.npa.go.jp/cyber/soudan.htm 各都道府県警察本部の相談窓口一覧	「いじめ相談の窓口」	0570-0-78310 (24時間いじめ相談ダイヤル) http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06112015.htm 文部科学省
インターネット安全・安心相談	http://www.npa.go.jp/cybersafety/ 警察庁 (相談窓口)	いじめ問題相談機関情報	http://www.nicer.go.jp/integration/user/map.php 教育情報ナショナルセンター (NICER)
迷惑メール情報提供受付	http://www.nissankyo.or.jp/spam/ (財) 日本産業協会	青少年の心の問題	03-3947-0760 (代表) http://www1.biz.biglobe.ne.jp/~skc/ (社) 青少年健康センター
消費・生活に関するトラブル	0570-064-370 http://www.kokusen.go.jp/ (独) 国民生活センター	Webに関するカウンセリング	http://www.web-mind.jp/ 全国 Web カウンセリング協議会
違法・有害情報の通報窓口	http://www.internethotline.jp/ (財) インターネット協会 「インターネット・ホットラインセンター」	保護者や先生向け情報リテラシー向上セミナー	http://www.e-netcaravan.jp/ (財) マルチメディア振興センター 「e- ネット安心講座」
違法・有害情報の相談窓口	http://www.ihaho.jp/ (社) テレコムサービス協会 違法・有害情報相談センター		

情報モラル指導のためのサイト [教材・資料]

(財) コンピュータ教育開発センター	ネット社会の歩き方 http://www.cec.or.jp/net-walk/ 親子のためのネット社会の歩き方 http://www.cec.or.jp/jka/oyako_text.html	教育情報ナショナルセンター (NICER)	著作権/情報モラル http://www.nicer.go.jp/
文部科学省	教育の情報化に関する手引き http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1259413.htm	文化庁	場面対応型指導事例集 著作権教育5分間の使い方 http://www.bunka.go.jp/1tyosaku/kyouiku/sidoujireishu/
	新「情報教育に関する手引き」 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/020706.htm		著作権なるほど質問箱 http://bushclover.nime.ac.jp/c-edu/
	情報モラル教育指導のためのポータルサイト http://www.japet.or.jp/moral-guidebook/		これであなたも著作権何でも博士 <学校関係者向け著作権の教育情報> http://www.bunka.go.jp/chosakuken/hakase/index.html
	「情報モラル」指導実践キックオフガイド http://www.japet.or.jp/moral-guidebook/	総務省	インターネットの世界 http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/kids/internet/index.html
	情報モラル指導セミナー「5分でわかる情報モラル」 http://sweb.nctd.go.jp/5min_moral/index.html		国民のための情報セキュリティサイト http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/security/index.htm
	インターネット活用のための情報モラル指導事例集 http://www.cec.or.jp/books/H12/pdf/b01.pdf	警察庁	サイバー犯罪対策 情報セキュリティ対策ビデオ http://www.npa.go.jp/cyber/video/index.html
インターネット活用ガイドブック、モラル・セキュリティ編 http://www.cec.or.jp/books/guidebook.pdf	(財) インターネット協会	キッズ・パトロール http://www.cyberpolice.go.jp/kids/	
「情報モラル」授業サポートセンター http://sweb.nctd.go.jp/support/		インターネットを利用するためのルールとマナー集 http://www.iajapan.org/rule/	
情報モラル等指導サポート事業 http://sweb.nctd.go.jp/g_support/index.html		フィルタリングに関する情報サイト http://www.iajapan.org/filtering/	
教育情報通信ネットワーク「エル・ネット」 http://www.elnet.go.jp/elnet_web/portalTop.do		(社) 著作権情報センター	無償パンフレットの紹介 http://www.cric.or.jp/mushou/mushou.html
(独) 教員研修センター	情報モラル研修教材 2005 http://sweb.nctd.go.jp/2005/index.htm	(財) マルチメディア振興センター	コピーライト・ワールド http://www.kidscric.com/
			安心インターネットライフ★ガイド http://www.fmmc.or.jp/ejf/guide/index.html
			<e- ネットキャラバン>参考資料リンク集 http://www.e-netcaravan.jp/sankou.html

トラブルに巻き込まれないために

メール対策

迷惑メールをシャットアウト

迷惑メールフィルタ機能を利用して、怪しい勧誘や誘惑のメールから児童生徒を守りましょう。

携帯電話

会社	迷惑メール対策情報
NTT docomo	迷惑メールでお困りの方へ http://www.nttdocomo.co.jp/info/spam_mail/
au by KDDI	迷惑メールでお困りの方へ http://www.au.kddi.com/service/email/support/meiwaku/
SoftBank	迷惑メール対策 http://mb.softbank.jp/mb/support/safety/
WILLCOM	迷惑メール対策 http://www.willcom-inc.com/ja/info/trouble_mail/
EMOBILE	メール設定【携帯電話】 http://emobile.jp/service/mailsettei.html

パソコン

メールソフトを利用の場合
メールソフトに内蔵された迷惑メールフィルタ機能を使う。
Web メールを利用の場合
迷惑メールフィルタサービスを利用する。

チェーンメール、転送しないで削除!

「転送しない、返信しない、広めない」が基本姿勢です。

どうしても不安な場合は、迷惑メール相談センター（TEL 03-5974-0068）に連絡しましょう。

（財）日本データ通信協会 <http://www.dekyo.or.jp/soudan/>

有害情報対策

フィルタリングを有効活用

フィルタリングを利用して、有害なサイトや危険なサイトから児童生徒を守りましょう。

携帯電話 各社のフィルタリングサービス

会社	名称	電話による申し込み	ホームページ
NTT docomo	・キッズiモードフィルタ ・iモードフィルタ ・Web制限・時間制限	○ドコモの携帯電話から局番なしの 151 （無料） ○一般電話から 0120-800-000 （無料）	http://www.nttdocomo.co.jp/
au by KDDI	・EZ 安心アクセスサービス ・EZweb 利用制限	○auの携帯電話から局番なしの 157 （無料） ○一般電話から 0077-7-111 （無料）	http://www.au.kddi.com/
SoftBank	・Yahoo! きっず ・ウェブ利用制限	○ソフトバンクの携帯電話から局番なしの 157 （無料） ○一般電話から 0088-21-2000 （無料）	http://mb.softbank.jp/mb/
WILLCOM	・有害サイトアクセス制限サービス	○ウィルコムPHSから局番なしの 116 （無料）	http://www.willcom-inc.com/ja/
EMOBILE	・Web アクセス制限	○イー・モバイルの携帯電話から局番なしの 157 （無料） ○一般電話などから 0120-736-157 （無料）	http://emobile.jp/

パソコン 以下のような3つの方法があります。

ブラウザ (Internet Explorer) のコンテンツアドバイザー機能を設定する。 [ツール] → [インターネットオプション] → [コンテンツ] → コンテンツアドバイザー [有効にする] をクリック
インターネット・サービス・プロバイダが提供しているフィルタリングサービスを利用する。
フィルタリングソフトを購入し、パソコンにインストールする。 ※パソコンの利用時間を制限する機能もあります。

悪質なサイトを見つけたら、
インターネット・ホットラインに通報!
<http://www.internethotline.jp/mobile/>
<http://www.internethotline.jp/>

フィルタリングの情報：（財）インターネット協会 <http://www.iajapan.org/filtering/>

この表は、情報モラルの指導カリキュラムの内容を小中高一貫のモデルカリキュラムとして示したものです。このモデルカリキュラムの目標は、学校教育全体の中で達成していくことが望ましく、それぞれの学校では本モデルカリキュラムを参考にして、地域の実情に合わせて情報モラルのカリキュラムを組み立て実施してください。

各目標の詳細は、Web ページをご覧ください。 <http://www.japet.or.jp/moral-guidebook/>

L4：中学校		L5：高等学校	
a4～5：情報社会への参画において、責任ある態度で臨み、義務を果たす			
a4-1：情報社会における自分の責任や義務について考え、行動する	a5-1：情報社会において、責任ある態度をとり、義務を果たす		
b4～5：情報に関する自分や他者の権利を理解し、尊重する			
b4-1：個人の権利（人格権、肖像権など）を尊重する	b5-1：個人の権利（人格権、肖像権など）を理解し、尊重する		
b4-2：著作権などの知的財産権を尊重する	b5-2：著作権などの知的財産権を理解し、尊重する		
c4：社会は互いにルール・法律を守ることによって成り立っていることを知る		c5：情報に関する法律の内容を理解し、遵守する	
c4-1：違法な行為とは何かを知り、違法だとわかった行動は絶対に行わない	c5-1：情報に関する法律の内容を積極的に理解し、適切に行動する		
c4-2：情報の保護や取り扱いに関する基本的なルールや法律の内容を知る	c5-2：情報社会の活動に関するルールや法律を理解し、適切に行動する		
c4-3：契約の基本的な考え方を知り、それに伴う責任を理解する	c5-3：契約の内容を正確に把握し、適切に行動する		
d4～5：危険を予測し被害を予防するとともに、安全に活用する			
d4-1：安全性の面から、情報社会の特性を理解する	d5-1：情報社会の特性を意識しながら行動する		
d4-2：トラブルに遭遇したとき、主体的に解決を図る方法を知る	d5-2：トラブルに遭遇したとき、さまざまな方法で解決できる知識と技術を持つ		
e4～5：情報を正しく安全に活用するための知識や技術を身につける			
e4-1：情報の信頼性を吟味できる	e5-1：情報の信頼性を吟味し、適切に対応できる		
e4-2：自他の情報の安全な取り扱いに関して、正しい知識を持って行動できる	e5-2：自他の情報の安全な取り扱いに関して、正しい知識を持って行動できる		
f4～5：自他の安全や健康を害するような行動を抑制できる			
f4-1：健康の面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる	f5-1：健康の面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる		
f4-2：自他の安全面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる	f5-2：自他の安全面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる		
g4～5：情報セキュリティに関する基礎的・基本的な知識を身につける			
g4-1：情報セキュリティの基礎的な知識を身につける	g5-1：情報セキュリティに関する基本的な知識を身につけ、適切な行動ができる		
h4～5：情報セキュリティの確保のために、対策・対応がとれる			
h4-1：基礎的なセキュリティ対策が立てられる	h5-1：情報セキュリティに関し、事前対策・緊急対応・事後対策ができる		
i4～5：情報社会の一員として、公共的な意識を持ち、適切な判断や行動ができる			
i4-1：ネットワークの公共性を意識して行動する	i5-1：ネットワークの公共性を維持するために、主体的に行動する		

【3桁目の数字（ハイフンの後の数字）】
大目標項目内の一連番号

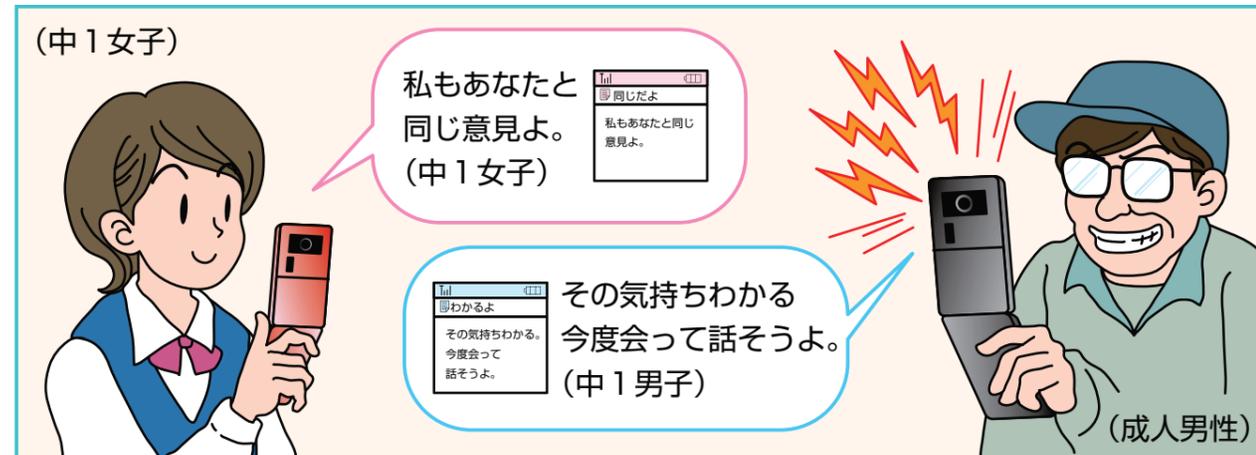
たとえば、コード a1-1 は次を表す。
大目標項目 a1：発信する情報や情報社会での行動に責任を持つ（小学校1～2年生）
中目標項目 a1-1：約束や決まりを守る（小学校1～2年生大目標項目 a1 の1番目の中項目）

教材内容例と基本的な指導事項

相手のことをよく確かめて

安全への知恵	小学校	学級活動
	中学校	学級活動
	高等学校	情報

ネットワークの匿名性となりすましの危険を知る



本事例の問題点

- プロフ^{*1}、SNS^{*2}などでは、面識のない人物と簡単に知り合える。
 - インターネットでは、匿名性を利用した「なりすまし」が簡単にできる。
- ↓
- 成人男性が、同年代の児童生徒の女子のふりをするなど、相手を安心させておいて、「相談にのるよ!」「会おう」などと誘い、恐喝、誘拐、強姦などの犯罪を行う事件が頻発している。

他への応用

- プロフ、SNS以外にも、掲示板、オンラインゲームのコミュニティサイト、ブログなど、匿名性のあるインターネットコミュニティでは、同様の被害が予想される。
- ブログやプロフィールに、自分の写真、学校名、最寄り駅、よく行くお店などを載せることで、住んでいる場所や学校がわかり、ストーカー被害に遭うこともある。

解決・予防のポイント

- ✓ 「なりすまし」が可能な理由を、具体例を挙げて説明し、被害例を紹介して、ネット上で出会った人物と保護者の同伴なしに会わないよう指導する。
- ✓ 他にどのような場で、どのようななりすましがあり得るかを考えさせる。
- ✓ 自分から会いに行かなくても、上記「他への応用」に示されているように、ブログ・プロフィールに個人の特定や生活圏の特定につながる情報を書くことで、ストーカー被害に遭う可能性があることを説明し、それらの情報を書き込まないよう注意する。また、ブログなどの「書き手」にとって「読み手」は遠い存在だが、書き込み内容から日常の行動や情動を知る「読み手」にとって書き手は身近に感じ、ストーカー化しやすいので、注意が必要である。
- ✓ 「出会い系サイト規制法」(インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律)で、子どもでも、金銭目的で交際相手になることを誘うなどの書き込みをすると、それがいたずらであっても罰せられ、逮捕されることもあるので、絶対にそのような書き込みをしないように注意する。
- ✓ ネットの向こうの「誰か」を安易に信頼し、個人情報を直接伝えてしまうこと(ダイレクトコンタクト)の危険性を考えさせる。

教材例

(25 ページ参照)

- 警察庁/サイバー犯罪対策/出会い系サイトにかかる犯罪予防ホームページ
- 警察庁/サイバー犯罪対策/情報セキュリティ対策ビデオ/「嘘」
- 情報モラル研修教材 2005 /事例から学ぶ/なりすまし/他人の名前での書き込み
- 情報モラル研修教材 2005 /体験から学ぶ/男好きだね、君は。

総括的な指導事項

顔の見える相手と見えない相手、どちらの人間関係も大切に!

情報社会の倫理	小学校	道徳
	中学校	道徳
	高等学校	情報

いろいろなコミュニケーションのよさを理解する



本事例のポイント

- 人と交流する際には情報を伝えるそれぞれのメディアの特性を理解し、目的に適したメディアを選ぶことが必要である。
- ↓
- パソコンやケータイを用いたデジタルのコミュニケーションが身近なものになったが、文字だけでは気持ちがうまく伝わらなったり誤解が生まれたりすることもある。必要に応じて電話で声を聞いたり、対面で会話したりして、よりよいコミュニケーションを行うことが大切である。

他への応用

- デジタル・コミュニケーションの特性を理解して、それぞれのよさを活かしながら使うことが大切である。
- メールなどデジタルによるコミュニケーションだけでなく、実際に人に会って話をしたり意見を聞いたりする対面でのコミュニケーションのよさも体得し、対人関係を上手に築ける能力を育てる。
- 相手の顔を見ながら話し合ったりするテレビ会議やリアルタイムで交流を行うチャット、ツイッターなど新しいメディアを積極的に活用してよりよいコミュニケーション能力を育てる。

未来に向けてのポイント

- ✓ ケータイのメールやブログ、掲示板などは、例えば遠く離れている友人や、田舎の祖父母など、普段はなかなか会うことができない人たちと交流を深める時に役立つ便利な道具である。一方で友人や家族と顔を合わせての会話を挙げ、対面でのコミュニケーションの大切さを感じさせる。
- ✓ 手段がブログや掲示板でも、情報を伝える相手は、人間である。面と向かって話をする場合と同様に、コミュニケーションを取る相手に対する配慮を忘れないように注意する。
- ✓ 情報機器をうまく使いこなすだけでなく、相手を思いやり、自分の情報発信に責任を持ちながらネット社会をよりよくしようとする態度こそ「伝え合う力」であり、このような能力が「情報モラルの実践力」の土台となる。

教材例

(25 ページ参照)

- ネット社会の歩き方/「学習ユニット」教材/ブログの有効活用
- 情報モラル研修教材 2005 /事例から学ぶ/対人関係/ネット社会でのコミュニケーション
- 親子のためのネット社会の歩き方/「親子のためのネット社会の歩き方セミナー」教材

チェーンメールが来たら？

法の理解と遵守	小学校	学級活動
	中学校	技術・家庭科
	高等学校	情報

チェーンメールは送らない

チェーンメールが届いて、怖いので友人にメールを転送したら、友人から非難されてしまった。



受信メール
件名: 呪いのメール
このメールを4人に転送しないとあなたは呪われます。

本事例の問題点

- チェーンメールが届き、怖くなった。そこでチェーンメールの指示通り、友人に転送してしまった。
- 友人に迷惑をかけ、信頼を裏切ってしまった。たとえ悪気がなくても、結果的に被害を受けた人がいると、加害者になってしまうことがある。

他への応用

- ネット上で他の人になりすましたり、デマを流したり、悪口を書き込んだりすることは、誰かに被害を与え、加害者になる行為である。
- 悪気がなかったとしても、「そうそう」と相手を打ったり、他人の指示に無批判に従ったりすることによって、結果的に誰かに被害を与え、加害者になってしまうこともある。

解決・予防のポイント

- ☑ 不特定多数の人への転送を指示するチェーンメールは、ウソの情報を書いたデマメールの場合がほとんどであること、転送が繰り返される度に膨大な数のメールとなって人に迷惑をかけることなどを知らせ、チェーンメールを受け取ったら、どんな情報であろうとも無視して削除するように指導する。
- ☑ 「献血の呼びかけ」など困っている人への助けを求める内容のチェーンメールについては、困っている人を助ける仕組みは実際の社会の中に作られていて、ネットを利用しなくてもよいようになっていると説明する。
- ☑ 転送しないと不安になるような内容のチェーンメールを受け取ったときは、家族や教師に相談するように指導する。不安を緩和するため迷惑メール相談センター等を利用することもできる。
- ☑ ネット上の掲示板やブログの書き込みなどは、たくさんの人の目に触れ、消えずに残るため、情報を発信するときは、十分注意するように指導する。

教材例

(25ページ参照)

- ネット社会の歩き方 / 「学習ユニット」教材 / チェーンメールはカット
- 情報モラル研修教材 2005 / 事例から学ぶ / デマ情報 / デマ情報のチェーンメール
- 情報モラル研修教材 2005 / 体験から学ぶ / アイドルの○●が来るって!!

※チェーンメール：転送を呼びかけ、鎖のようにつながっていくメールのこと。

ネットパトロールについて

ブログ・プロフ・学校裏サイト等の現状

子どもたちが犯罪などのトラブルに巻き込まれたり、ネットいじめの場になったり、個人情報流出のもととなったりしているものに、ブログ、プロフ、学校裏サイト、出会い系サイト等があります。さらに、「出会い系サイト規制法」の施行後、その代わりとしてゲームサイトのコミュニティ（SNSなど）が利用されるようになってきています。ブログやプロフの中では、自分や友達の顔写真、生年月日や住んでいるところ、携帯番号、メールアドレス、学校・学年・学級、担任名、日常生活の様子などが安易に公開されていることもあり、書いた人を特定して接触することも可能なものがたくさんあります。その結果、性犯罪やネットストーカー被害に遭ったり、写真をアダルトサイトに無断流用されたりする事案が後を絶ちません。学校裏サイトでは、特定の個人や担任、学校などを誹謗中傷しているものも数多く存在します。



プロフのイメージ

ネットパトロールの仕方

上記のような問題サイトを発見し、書き込みの削除依頼等の対応をするためには、教師やPTA、教育委員会、警察等が協力していわゆる「ネットパトロール」を行うことが有効です。

パソコンでケータイサイトを見るために

近年の問題サイトは、携帯電話専用サイトが増えており、その場合はパソコンからは閲覧できないよう設定されています。そこで、そういったサイトに自分のパソコンを携帯電話として認識させる「携帯電話エミュレータ」や「携帯サイト対応Webブラウザ（ホームページ閲覧ソフト）」をあらかじめインストールしておく必要があります。

【携帯電話エミュレータを利用する場合】

次に挙げる携帯電話エミュレータ名を、検索サイトで探して、そこに書いてある指示に従ってダウンロード・インストールしてください。

- iモードHTMLシミュレータ（ドコモ）
- ウェブコンテンツビューア（ソフトバンク）

●Openwave SDK (au)
インストールすると、右の例のように、携帯電話で見ているのと同様の画面で、携帯電話専用サイトを閲覧することができるようになります。



エミュレータ例

【ブラウザ版エミュレータ】

「ブラウザ版エミュレータ」で検索すると、以下のパソコン用Webブラウザを使って、携帯電話専用サイトを見るための設定方法（導入方法）を見ることができます。

- Lunaspice（機能拡張なしで閲覧可能）
- Firefox + user agent switcher
- Firefox + FireMobileSimulator

問題サイトの探し方

【学校裏サイトチェッカー】

上記タイトルで検索し、そこから都道府県・市町村、小・中・高別に、すでに通報されている学校裏サイトを見たり、発見したものを通報したりすることができます（すべてが通報されているわけではありません）。

【独自に検索する場合】

パソコンWebブラウザや「携帯電話エミュレータ」で、検索サイトから、「プロフ」「ブログ」「掲示板」などでサイトのトップページを探し、サイト内の検索で学校名や氏名、その略称・愛称、それらの一部を「○」「☆」などで伏せ字にしたものなどをキーワードとして、探します。

ゲームサイトのSNSなど、パスワードが必要な場合は、会員登録するなどしてから検索するようにしてください。

削除依頼の仕方

ネットパトロール等で、問題のある書き込みを見つけたら、速やかに当該生徒の保護者にその事実を伝え、本人ならびに保護者に「削除」の意志があれば、以下の手順で削除請求ができることを伝えます。また、書き込みの当事者が「校内（自校児童生徒）」の場合は、生徒指導として適切な指導を速やかに行っておく必要があります。

- ①画面コピーや写真を撮るなど記録を残す。
- ②サイト管理者に連絡し、削除を依頼する。
- ③サイト管理者が応じない場合は、プロバイダ（接続業者）に削除を依頼する。
- ④上記②③で対応してもらえないときは、警察や関連団体（25ページ参照）に相談する。

書き込みされた人のことを考えて

情報社会の倫理	小学校	道徳
	中学校	道徳
	高等学校	情報

自分の情報発信に責任を持つ



本事例の問題点

- ほんの軽い気持ちでメールを送ってしまう。
- 仲間で言い合っていた陰口をメールや掲示板などに書き込む「ネットいじめ」が増えている。一度ネット上に書き込んでしまうと、学校の外にも広まり、問題が予想以上に大きくなる。ちょっとしたいたずらのつもりでも、相手にとっては非常に大きなダメージになる。

他への応用

- メール以外にも、掲示板、オンラインゲームのコミュニティサイト、ブログなど、匿名性のあるインターネットコミュニティでは、同様の事態が予想される。
- 悪口などが書き込まれたページを見た人のコンピュータには、そのページの情報が自動的に保存される。それを完全に消し去ることはできず、その悪口などを誰かが別のページにコピーするなどして大きく広がり、取り返しのつかない被害を与えることもある。

解決・予防のポイント

- ☑ ネット上に公開された情報は、誰でも見ることができ、何気なくネット上に公開した情報が、社会に大きな影響を与えることがあることを生徒に理解させることが重要である。
- ☑ ICTに詳しい先生だけが取り組むのではなく、学年全体、学校全体で取り組むことが重要である。
- ☑ 指導する先生にとっては、ICTに関する技術的な知識よりも、新聞などに報道されているインターネット上の事件・事例についての知識の方がより重要である。先生方が事前に新聞記事データベースなどでインターネット上の事件・事例を収集・蓄積し、学習の場で教師や生徒が効率よく資料を探し出せるようにしておく。

教材例

(25 ページ参照)

- ネット社会の歩き方 / 「学習ユニット」教材 / ネットで悪口は要注意
- ネット社会の歩き方 / 「学習ユニット」教材 / ネットで悪口が罪になる
- ネット社会の歩き方 / 「学習ユニット」教材 / ネットいじめは人権侵害
- エル・ネット / ちょっと待って、ケータイ
- 文部科学省 / 「ネットいじめ」に関する対応マニュアル・事例集 (学校・教員向け)

コンピュータウイルスに気をつけて

情報セキュリティ	小学校	学級活動
	中学校	技術・家庭科
	高等学校	情報

基礎的なセキュリティ対策の方法を知る



本事例の問題点

- メールの添付ファイルを実行したら、コンピュータウイルスに感染した。
- メールの添付ファイルなど、外部から取り込んだファイルを実行したら、コンピュータウイルスに感染することがある。

他への応用

- コンピュータウイルスは、メールの添付ファイル以外にも、CD-ROMやUSBメモリ、ネットからのダウンロードファイルなどから感染することもある。
- コンピュータウイルスに感染したコンピュータから他の人にメールを送ると、その人のコンピュータにもウイルスを感染させ、コンピュータを壊してしまうこともある。

解決・予防のポイント

- ☑ ファイルが添付されたメールや、知らない宛先から届いたメールはコンピュータウイルスに感染している恐れがある。知らない人からの添付ファイルのついたメールや、怪しいと感じたメールは、開かずにそのまま削除するように注意する。
- ☑ アダルトサイトやアイドルのホームページなどでは、ページを見るだけでコンピュータウイルスに感染することもあるので、怪しいサイトにはアクセスしないように注意する。
- ☑ メールソフトで、プレビューを表示しないようにしたり、HTMLメールはテキストのみ閲覧できるようにしたりするなど、設定を変えることでコンピュータウイルス感染の防壁となる。
- ☑ ウイルス対策ソフトを購入し、コンピュータにインストールすることを勧める。ウイルス対策ソフトをインストールしたら、新たなウイルスを見分けるためのウイルス定義ファイルを常に最新の状態にしておくために、定期的に更新するように注意する。
- ☑ プログラムをダウンロードしたり、確認が取れていないUSBメモリを差し込んだりした時は、まずウイルスチェックをするように指導する。
- ☑ コンピュータウイルスの被害情報は定期的に公開されるので確認して被害を防ぐ他、もし感染した場合には届け出ることで感染被害を拡大させないことが大切である。

教材例

(25 ページ参照)

- ネット社会の歩き方 / 「学習ユニット」教材 / コンピュータウイルスに注意
- 情報モラル研修教材 2005 / 事例から学ぶ / コンピュータウイルス
- 情報モラル研修教材 2005 / 体験から学ぶ / Hello!
- インターネット安全教室 / ビデオ教材

ネット上の書き込みには責任を

情報社会の倫理	小学校	道徳
	中学校	学級活動他
	高等学校	情報

自分の情報発信に責任を持つ



本事例の問題点

- 自分のブログに、近所の店の悪口をおもしろおかしく書き込んだら、店長から「店に客が来なくなる!」と訴えられた。
- ネット上で多くの人に情報が伝わることで、店に深刻な被害を与えてしまうと、営業妨害で訴えられ、損害賠償を請求されることになる。

他への応用

- 友人が自分のブログのアクセス数が少ないと言っていたのを聞いて、掲示板に友人のブログのURLを勝手に載せたために、友人のブログが炎上してしまったり、メールや掲示板、チャットでのやり取りがエスカレートして、喧嘩になってしまったりすることがある。

解決・予防のポイント

- ☑ メールやブログ、掲示板など、ネット上でおもしろ半分でおもしろい書き込みをすると、多くの人に迷惑をかけたたり、他人を傷つけたりすることがある。場合によっては大きな事件に発展することもある。ネット上に書き込みをする時は、その内容に十分責任を持つように指導する。
- ☑ ネット上で書き込みをする時に、「こんなことを書かれたらどう思うか」を相手の立場になって考えさせる。
- ☑ ネット上では、犯罪が起きた時のために誰が書き込んだのかわかるように、記録が残っていることを知らせる。

教材例

(25 ページ参照)

- ネット社会の歩き方 / 「学習ユニット」教材 / ネットで悪口が罪になる
- ネット社会の歩き方 / 「学習ユニット」教材 / おもしろ半分では無責任
- 警察庁 / サイバー犯罪対策 / 情報セキュリティ対策ビデオ / 姿なき侵入者

気になる書き込みをされたら

安全への知恵	小学校	学級活動
	中学校	学級活動
	高等学校	情報

情報の真偽を確かめ吟味することの大切さに気付く



本事例の問題点

- 友人の家に遊びに行ったら、その友人のブログで、遊びに来たことについてひどいことが書かれていた。
- これは友人がブログで書いた別の話を自分のことと勘違いしたために起こったことで、この事例では友人にきちんと相談したために誤解が解けたが、このようなことがきっかけで友人関係が壊れ、ネットいじめに発展していく恐れがある。

他への応用

- 最初はいじめではなかったのに、本人やまわりの人たちが騒ぎ立てることで、問題が複雑化し、本格的ないじめになっていくことがある。
- ネット上でいじめられていると感じた場合、一人で悩まずに、友人や家族、教師など、信頼できる人にできるだけ詳しく話を聞いてもらうようにする。

解決・予防のポイント

- ☑ ネット上で自分について不快な書き込みを見ても、相手にしないように指導することが重要である。感情的に反応して、むやみに反対意見を書き込んだりすることで、さらに書き込みがひどくなることもあるので注意する。ネットいじめの被害について児童生徒や保護者から相談された場合は、次の事項を参考にして対応するとよい。
 - ・**事実確認をする**：Webページの画面やメールの文章などを印刷したりデータ保存したりして、事実をもとに冷静な目で判断することが必要である。問題となる事実（権利侵害）が確認できた場合は、学級担任などの個々の教員が抱え込むのではなく、学校全体で組織として取り組み、その問題の影響範囲や被害の程度に応じて警察などの他機関に相談することも検討する。
 - ・**被害の拡大を防ぐ**：誹謗中傷等の内容が次々に転載されることで、被害の範囲の拡大や深刻化の危険がある。他のサイトへの転載の有無の確認や、プロバイダへの事実の連絡や削除依頼など、被害の深刻化防止のための措置を迅速に講じる必要がある。
 - ・**児童生徒の状態に留意する**：問題解決のためには、児童生徒の判断で行動せずに、親や教師に相談して行動させる必要がある。また、被害者や加害者となった児童生徒の状態に留意し、心のケアが必要な場合は専門的なカウンセリングを受けられる機会や機関を紹介する。
 - ・**対応の留意点**：ネットいじめ等の事例では、当事者同士の権利関係が複雑になる場合が多い。学校が行う「指導」の法的根拠や「対応しうる範囲」を明確にして、法的対抗措置・指導・助言・相談等を行う必要がある。

教材例

(25 ページ参照)

- ネット社会の歩き方 / 「学習ユニット」教材 / ネットいじめは人権侵害

迷惑メールに気をつけて

安全への知恵	小学校	学級活動
	中学校	学級活動 他
	高等学校	情報

安易な返信やクリックの危険性を知る

知らない人からメールが来たので送信をやめるように返信したら、

逆に迷惑メールが増えた。



本事例の問題点

- 知らない人から広告や宣伝のメールが届く。
- 送信を断るメールを返信すると、そのメールアドレスが使われていることを相手に教えることになってしまい、別の広告メールが届くようになり、かえって迷惑メールが増えてしまう。

他への応用

- 「おもしろそうだ」「どんなサイトかな」などと興味本位に、メールに書かれているURLを不用意にクリックすると、Webページを表示するだけでコンピュータウイルスに感染したり、出会い系サイトやフィッシングサイトに誘導されたりする危険性がある。

解決・予防のポイント

- ✓ メールアドレスを不用意に公開しないように指導することが重要である。不用意にメールアドレスなどの個人情報を公開すると、自動収集され、迷惑メールの送信に利用されてしまう。インターネット上の掲示板、自分のWebサイトなどはもちろん、街頭でのアンケート、店の会員登録などにも注意が必要である。
- ✓ 迷惑メールの拒否機能を利用するように指導する。迷惑メールを拒否する効果的な手段として、プロバイダや携帯電話会社が提供する迷惑メールの拒否機能がある。契約しているプロバイダまたは携帯電話会社のWebサイトなどでサービス提供の有無を確認の上、利用する。
- ✓ 知らない人からのメールには、絶対に返信や転送をしないように指導する。誤って返信や転送をすると、連鎖被害の危険が生じるので、注意が必要である。

教材例

(25 ページ参照)

- ネット社会の歩き方 / 「学習ユニット」教材 / スпамメールは無視
- ネット社会の歩き方 / 「学習ユニット」教材 / ワンクリック不当請求に気をつけて
- 情報モラル研修教材 2005 / 事例から学ぶ / 電子メール / 知らない人からのメール
- 情報モラル研修教材 2005 / 体験から学ぶ / 突然のメール失礼いたします。
- インターネット安全教室 / 安全教室の教材 / 迷惑メール疑似体験コンテンツ

勝手に使ってもいいの？ (著作権の侵害)

情報社会の倫理	小学校	学級活動 他
	中学校	美術・音楽 他
	高等学校	情報 他

著作物を大切にする



本事例の問題点

- 友人の描いた絵を自分のブログに勝手に載せた。
- 友人から「勝手に使わないで!」と責められた。
- 本人の許可なしに勝手にイラストなどの著作物をネット上に公開すると、著作権の侵害になる。

他への応用

- 著作物のパロディなど、一部改変を加えたものでも、著作権侵害の恐れがある。
- キャラクター商品の写真利用やロゴマークの使用については、著作権侵害だけでなく、不正競争防止法などの法律に触れることがある。

解決・予防のポイント

- ✓ 著作権は人間の創作活動によって作り出された著作物を保護することが目的なので、「著作権者以外はその著作物を利用してはいけない」ということではないこと、他人の著作物を勝手に自分のものにして、無断で使ったりすると著作権侵害となるが、著作権者に許諾を得ることで利用できることを理解させる。
- ✓ 著作物を使用する場合には、まず、許諾を得る必要があるものを明らかにして、その判断が間違っていないか教師に確認するように指導する。
- ✓ 許諾が必要なものについては、著作権者または著作権の管理団体などに許諾の取り方を尋ね、使用許可を得るように指導する。
- ✓ 自分の著作物を補強するために、報道・批評・研究など公表された他人の著作物を引用することができることを理解させる。引用の際には、引用を行う必然性があること、自分の著作物が大部分で引用箇所は全体の一部分であること、どこまでが引用部分であるのかを明確に示すこと、出典を明らかにすること、といった条件を満たす必要があるので注意する。

教材例

(25 ページ参照)

- ネット社会の歩き方 / 「学習ユニット」教材 / 他人の絵や文章のコピーは要注意
- 情報モラル研修教材 2005 / 事例から学ぶ / 著作権
- 情報モラル研修教材 2005 / 体験から学ぶ / ファイル共有ソフトを使ってみよう
- 著作権情報センター / コピーライト・ワールド
- 著作権情報センター / 資料もそろっています / 無償パンフレット

勝手に載せてもいいの? (肖像権の尊重)

情報社会の倫理	小学校	学級活動
	中学校	学級活動
	高等学校	情報

肖像権の大切さに気付く



本事例の問題点

- カメラ機能付きの携帯電話で友人の写真を勝手に撮影し、ネット上に載せた。
- 友人から「勝手にことをするな!」と怒られた。



- 本人の許可なしに勝手に写真を撮影し、ネット上などで公開すると、肖像権の侵害になる。

他への応用

- アイドルやスポーツ選手など、有名人の写真を勝手に自分のブログなどで公開することもいけないことである。

解決・予防のポイント

- ☑ 勝手に撮影されたり利用されたりすることは誰にとっても嫌なことであること、人にはそれぞれ「肖像権」があり、勝手に自分の顔や姿を利用されないように保護されていることを説明し、カメラで人を撮影したり、撮影した写真をネット上に公開したりする際には、相手に許可を得るように指導する。
- ☑ アイドルやスポーツ選手などの氏名や写真はネット上に数多く掲載されているが、このような人の場合にはその氏名や肖像に財産的な価値があり、それを勝手に利用されないための営利的肖像権としてパブリシティ権があるので、注意が必要である。

教材例 (25 ページ参照)
 ●ネット社会の歩き方 / 「学習ユニット」教材 / 肖像権に気をつけて
 ●情報モラル研修教材 2005 / 体験から学ぶ / 自作ホームページ

高額請求されたら

安全への知恵	小学校	学級活動
	中学校	学級活動
	高等学校	情報

架空請求・不当請求への対処法を知る



本事例の問題点

- メールや宣伝に興味を覚えて、指示通りクリックしたら、会員登録されていて、料金を請求された。



- まったく身に覚えのない架空請求メールであれば無視できるが、一度でもアクセスしてしまうと「身に覚えがある」ため、送られてきた不当請求メールを単純に無視できないこともある。

他への応用

- このようなサイトは、出会い系サイトやアダルトサイトであることが多い。また、詐欺のための架空のサイトであることもあり、クリックしただけで、利用料金を請求されることもある。
- 「他者(大人)に相談すること」がワンクリック詐欺や架空請求など「ネットトラブルの解決への重要な鍵」になることを押さえておきたい。

解決・予防のポイント

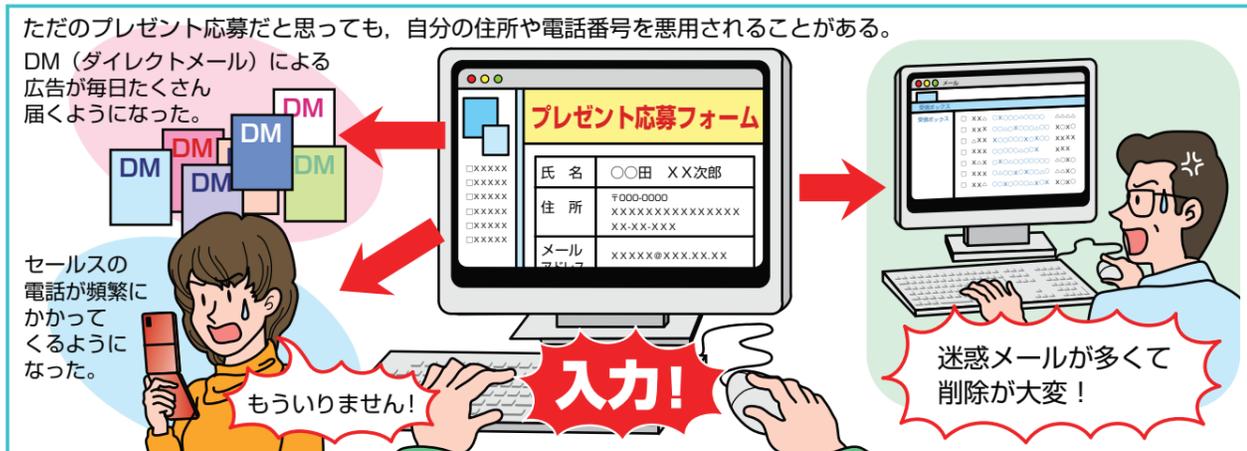
- ☑ あるサイトを見ているとき、何気なく画面をクリックしたとたんに、登録画面が表示されたり、利用料金を請求されたりする手口を「ワンクリック詐欺」「ワンクリック不当請求」と呼んでいる。
- ☑ 一般的には、クリックする前に利用料金や利用規約について明確な説明がなかったり、事実と異なる説明によりクリックさせ、「登録完了」や「料金請求」を表示させたりするなどして行われる請求は、契約自体が無効となる。
- ☑ 利用規約に「規約に同意し、クリックした時点で自動登録されます」という記述があったとしても、「事業者は消費者に対して申し込み内容を再度確認させるための画面を用意する必要がある」という電子消費者契約法により、この契約の無効を主張することができる。
- ☑ 自動登録画面が表示されると、携帯電話の場合は個人識別番号、パソコンの場合はIPアドレスが表示されることがある。このような特定の情報が表示されると、自分の個人情報が相手に知られてしまっているのではないかと不安になるが、この場合に個人情報が漏れてしまうことはない。
- ☑ 請求のメールが来たときには、無視することが一番の対処方法である。相手の連絡先が記載されていても、自分から連絡しないことが賢明である。自分の個人情報を知らせることになるからである。あまりにもしつこかったり悪質だったりする場合は、最寄りの警察か消費者センター等に相談する。

教材例 (25 ページ参照)
 ●ネット社会の歩き方 / 「学習ユニット」教材 / ワンクリック不当請求に気をつけて
 ●情報モラル研修教材 2005 / 事例から学ぶ / 会員登録 / 流用された個人情報
 ●情報モラル研修教材 2005 / 体験から学ぶ / 思いがけない請求が来た!
 ●インターネット安全教室 / ビデオ教材

個人情報の扱いは慎重に

安全への知恵	小学校	学級活動
	中学校	学級活動 他
	高等学校	情報

個人情報の大切さに気付く



本事例の問題点

- ネット上で、名前や住所、電話番号を入力すれば、簡単にプレゼントに応募できる。
- プレゼントに関するサイトがすべて本物だとは限らない。入力した個人情報を悪用され、勧誘電話や広告の郵便物、迷惑メールなどが大量に届くことがある。

他への応用

- 名前や住所、電話番号、メールアドレスなどの個人情報がネットに出回ると、決して取り返すことができない。悪用されると、本人になりすまして借金をされるといったことも起こる。
- プレゼントへの応募の他にも、占いサイトやファンクラブ、ブログなどのふりをして、個人情報を集めて悪用されることもある。

解決・予防のポイント

- ☑ 友人が何気なく掲示板で携帯電話の番号を知らせてしまったり、ショッピングサイトで会員情報が盗まれたり、個人情報を収集しているサイトで会員登録をしてしまったりするなど、個人情報はさまざまなところから流出する。情報が流出した場合どのようなトラブルが発生するかを常に考えて、普段から個人情報を伝える際は必要最低限の情報に留めるように指導する。
- ☑ 個人情報の登録を求めるサイトでは、サイトの運営事業者が実在しているか、サイトに不審な点がないかなど、信頼度をチェックしてから利用するように指導する。
- ☑ 掲示板やチャットでは、自分と相手だけの会話でも誰が見ているかわからないので、不用意に個人情報を書き込んだり、ネットで出会っただけのよく知らない人に決して伝えたりしないように指導する。
- ☑ 会員制であっても、ブログやプロフの個人情報は安全ではないことを指導する。

教材例

(25 ページ参照)

- ネット社会の歩き方 / 「学習ユニット」教材 / 住所や電話番号をおしえるのは慎重に
- 情報モラル研修教材 2005 / 事例から学ぶ / 個人情報
- 情報モラル研修教材 2005 / 体験から学ぶ / 誰でも当たる! 懸賞コーナー

*個人情報：名前や住所、電話番号、生年月日、メールアドレス、家族構成、購買履歴など、特定の個人を識別することができる情報。

使いすぎに気をつけて

安全への知恵	小学校	学級活動
	中学校	保健体育
	高等学校	情報

情報機器の使いすぎによる健康被害を知る



本事例の問題点

- 時間を忘れてメールのやり取りやオンラインゲーム、ブログ、プロフへの書き込みをする。
- 時間も場所もかまわず、携帯電話を使うようになる。
- 寝不足になって体調を崩したり、まわりの人に迷惑をかけたりにしてしまう。

他への応用

- 携帯電話やコンピュータを使ってのネット上のコミュニケーションに偏ってしまうと、生活のリズムを崩すだけでなく、健康面でも変調をきたすことがある。このような状態が続くと、対人関係が壊れたり、経済的な損害が発生したりすることもある。

解決・予防のポイント

- ☑ 保護者と相談して、児童生徒の携帯電話の使用について、例えば次のようなルールを決めるように指導する。
 - ・自宅内では居間やリビングで使い、自分の部屋では使わないこと。
 - ・食事中や人と話している時、深夜の時間帯には使用しないこと。
 - ・一定の金額以上使用しないこと。
 - ・学校での使用については学校のルールに従うこと。
 - ・ルール違反や携帯電話の使用によって生活に支障が生じている場合には携帯電話の使用を停止すること。
- ☑ コンピュータを使ってのオンラインゲームやネット上でのコミュニケーションの依存症についても、携帯電話と同様にルールを決めるように指導する。
- ☑ 携帯電話の画面を見ながら道路を歩いたり自転車を運転したりしない、電車の中などで通話をしないなど、公共の場所では、まわりの人に迷惑にならないように指導する。
- ☑ 携帯電話会社が、深夜から早朝のサイトアクセスを制限するサービスを提供するなど、子どもの携帯依存を回避し、安全・安心な使い方に配慮する対策を講じているので、それらのサービスを保護者が適宜活用するよう指導する。

教材例

(25 ページ参照)

- ネット社会の歩き方 / 「学習ユニット」教材 / ネット依存に注意
- 情報モラル研修教材 2005 / 事例から学ぶ / 健康問題
- 情報モラル研修教材 2005 / 事例から学ぶ / 対人関係 / 深夜のネット利用

*ネット依存：実際の生活の中で人と関わり、ネット上のコミュニケーションに偏る状態。